

鳥取県広域住民避難計画

(島根原子力発電所事故対応)

〔令和 6 年度修正案〕

令和 6 年 〇 月
鳥取県防災会議

策定の経過

平成25年3月18日	鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）策定
平成26年3月26日	一部修正
平成27年8月24日	一部修正
平成30年3月23日	一部修正
平成31年3月11日	一部修正
令和 2年3月24日	一部修正
令和 3年3月19日	一部修正
令和 4年6月20日	一部修正
令和 5年8月 4日	一部修正
<u>令和 6年 月 日</u>	<u>一部修正</u>

目 次

第1章 総則

第1節	この計画の目的	
第2節	この計画の位置づけ	
第3節	この計画の範囲	
第4節	この計画の対象	
第5節	根拠法令等	
第6節	この計画の改正	

第2章 状況

第1節	地域の特性	
第2節	緊急事態における対応等	
第3節	鳥取県の対応	

第3章 実施要領

第1節	基本方針	
第2節	自家用車による避難	
第3節	公共輸送による避難	
第4節	避難行動要支援者等の避難	
第5節	児童生徒等の避難	
第6節	観光客等一時滞在者の避難	
第7節	安定ヨウ素剤の配布・服用	
第8節	避難退域時検査の実施	
第9節	自衛隊による避難	
第10節	避難確認の実施	
第11節	複合災害時における避難	
第12節	感染症流行下における避難	
第13節	大規模計画外避難に対する緊急対応	
第14節	武力攻撃事態等における対応	

第4章 各機関の役割

第1節	関係機関	
第2節	県庁各部局等	

第5章 後方支援

第1節	住民等への広報・情報伝達	
第2節	物資等の供給	
第3節	輸送	
第4節	避難所	
第5節	仮設住宅等	
第6節	安否確認	
第7節	医療及び保健衛生	
第8節	応援、受援	
第9節	安全管理	
第10節	警備	
第11節	問い合わせ窓口の開設	

第12節 応急教育	
第13節 損害賠償	
第14節 会計等	

第6章 実施体制

第1節 県等の活動体制	
第2節 通信システム	
第3節 情報の伝達と収集	

別表

別表1 段階区分及び防護措置等の実施要領

別表2 避難先一覧表

付録

付録1 用語の解説

付録2 資料

付録3 連絡先一覧

別紙計画

別紙1 避難実施計画

別紙2 情報計画

別紙3 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画

別紙4 原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園・認定こども園の避難計画作成マニュアル

別紙5 食糧、生活関連物資供給計画

別紙6 住民避難輸送計画

別紙7 原子力災害医療計画

別紙8 広域避難所運営計画

別紙9 動員計画

別紙10 広報・情報伝達計画

第1章 総則

- ・この章では、この計画の位置づけ等について記載している。
- ・この計画は、災害対策基本法第40条第2項第2号に基づき作成された、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の避難に関する事項別の計画である。
- ・避難が必要となる事態が発生した場合、状況の変化に応じてこの避難計画を修正・変更して運用しなければならない。

第1節 この計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

避難は、健康状態への影響が大きいことから、事前の計画と避難手段の確保など十分な準備を行う。この際、国際的な放射線防護の科学的な考え方に基づき、住民の放射線による重篤な確定的影響を回避し又は最小化するとともに確率的影響のリスクを低減するように行う。

第2節 この計画の位置づけ

1 計画の使い方

この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急防護措置を準備する区域：原子力発電所から概ね30km圏内）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。

このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。

- ・万が一の事故の際は、県民の安全を最優先に判断・対応しなければならない。
- ・万が一の事故の際には、曖昧なこと、矛盾したこと、予測できないことが次々と起こる。このため、この計画は対処方法の一例であることから計画に固執することなく、状況の変化に応じて臨機応変に対応を行い、計画を修正・変更しなければならない。この計画の作成に当たって前提となる仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を新たな前提となる現実の状況に応じて柔軟に組み立て直しさらに状況に合わせて最も適したものに適応させて使用する。
- ・避難指示後においては、状況が流動的であり先が読めないことから、「観察」「状況判断」「決定」「行動」の4活動（ループ）を継続的に素早く繰り返し、対応を迅速に修正していくことが必要である。
- ・実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、事態の進展等に応じてUPZ外も含め、その時に必要とされる地域全体を対象とする。
- ・平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。

2 計画の準拠

この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、防災基本計画、鳥取県地域防災計画に基づき作成するものであり、この計画に定めのない事項は、これら法令等に準拠する。

3 計画の構成

この計画は、計画全般に関する基本的事項を定めた避難計画（本編）と、これに基づく特定の時期・範囲又は特定の事項を対象とした細部計画（別紙計画）により構成する。

(1) 地域防災計画との関係

この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画された各種防護計画について、広域住民避難計画として住民避難に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである（いわゆる

コンセプト計画)。

(2) 別紙計画との関係

別紙計画は、この計画に基づき、各防護措置について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。

4 運用性の確保

この計画は、地域防災計画及びこの計画に基づき各部局等が作成する計画類（別紙計画、マニュアル等）と相まって、計画の運用性と実効性を確保する。

5 避難の達成

県は計画が適切に実施され避難が円滑に進むため、継続的に状況判断を行い、適時適切に決心する。このため、避難の実施状況を監督するとともに、必要な報告等を求め指示を行うものとする。

また、必要に応じて行動実施上定めておくのが有利な事項については、規定類を定めるとともに活用し、運用を軽快かつ機敏にすることに留意する。

第3節 この計画の範囲

1 時間的範囲

初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所での事故発生による警戒事態から全面緊急事態と原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめ、状況の進展及び不確定要因の確定に伴い逐次これを補足具体化していく。

2 地理的範囲

- ・鳥取県内全域及び県外の避難先地域を地理的範囲とする。
- ・UPZは、米子市及び境港市の地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする。
- ・UPZ外においても防護措置が必要になった場合、本計画を準用する地域とする。

3 計画における避難対象者

- ① UPZ内に居住する住民
- ② UPZ内の一時滞在者
 - ・就労者
 - ・就学者
 - ・病院の入院患者、福祉施設の入所者
 - ・観光客
- ③ UPZ内の通過者
- ④ 避難指示が発出された地域の住民等

4 留意事項

計画の範囲は、あくまでも計画作成にあたっての仮定条件であり、運用時にあたっては、実際に避難が必要となった範囲を対象とする。

第4節 この計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

第5節 根拠法令等

1 根拠法令等※〈〉内は略語

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）〈災対法〉
- ・原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）〈原災法〉
- ・防災基本計画
- ・関係する防災業務計画
- ・災害救助法（昭和22年法律第118号）〈災救法〉

（原子力規制委員会等作成）

- ・原子力災害対策指針〈原災指針〉
- ・緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
- ・安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって
- ・原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル
- ・オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書
- ・原子力災害医療派遣チーム活動要領
- ・原子力災害発生時等における避難者の受入に係る指針
- ・UPZ外の防護対策について（平成27年3月4日 原子力規制委員会）

2 参考とする計画等

- ・鳥取県地域防災計画
- ・鳥取県国民保護計画
- ・鳥取県庁業務継続計画

第6節 この計画の改正

この計画は、根拠法令等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。

あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓及び新知見を反映し計画を深化させ、計画をさらに効果的なものとしていく。

第2章 状況

- ・この章では、この計画を作成するにあたっての前提となる地域の特性、島根原子力発電所の状況等の仮定条件や県の対応等を記載している。

第1節 地域の特性

1 地域見積

(1) 地形

- ・南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路（鳥取自動車道、米子自動車道、国道313号、国道181号）に限られる。
- ・東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が東部、中部、西部の3つに区分され、移動は主要道路（国道9号、山陰自動車道）に限られる。
- ・弓ヶ浜半島は鳥取県西端部から北西に向かって縦長に伸びた全長約17km、幅約4kmで、全体的に標高が低くなだらかで、東側沿岸部は津波等の影響を受けるおそれがある。

(2) 気象

- ・冬季においては、積雪の影響により移動に制限を受けることがある。

(3) 人口

- ・鳥取県UPZ内の人口は約6万8,400千人である。

(4) その他

- ・限定された避難経路を島根県と鳥取県が混交して使用する。
- ・避難経路は主要道路に限られることから、避難の一般方向が限定される。
- ・弓ヶ浜半島については、各種の避難手段（交通機関）が存在する。
- ・国道431号と県道47号米子境港線を接続する肋骨道路の建設が進められ、避難の融通性が向上している。

2 島根地域の避難

- ・2県6市（鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市）が対象でUPZの避難対象者数は約44,400万人。
- ・島根県の避難者約10万人が鳥取県内を通過して避難。
- ・島根県の避難者と鳥取県の避難者のうち最大をあわせれば、約10,100万人が弓ヶ浜半島を通過。
- ・UPZ外の弓ヶ浜半島の付け根部分に所在する米子市街地を約16万4,700千人が通過。
- ・弓ヶ浜半島において、島根県避難と鳥取県避難が2度交錯する。
- ・島根県の主要避難先は県外（広島県、岡山県、鳥取県に予備避難先）である。
- ・鳥取県の避難先は県内に確保している（避難元地区と避難先自治体の避難施設との組み合わせができている。）。
- ・島根原子力発電所に近い地域からの避難を原則とし、PAZ避難完了後のUPZ避難については島根原子力発電所に近い自治体から順次避難を開始し、避難の確実を期す。

3 避難上の課題

- ・避難経路は主要道路に限られることから、道路交通の確保と円滑な交通が必須である。
- ・県外避難のため、交通規制が通常の管轄を超えることから、広域の交通規制・管轄が必要である。
- ・島根県避難については、鳥取県のUPZである弓ヶ浜半島及びUPZに近接する米子市街地を通過しなければならない。
- ・UPZに近接して米子市街地が存在し、島根県と鳥取県の避難が交錯集中する隘路となることから避難経路についてはUPZと一体的に整備、交通統制することが必要である。
- ・弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路が大きく2本（国道431号、県道47号米子境港線）に限られる。また、並行する2本の道路を接続する道路（肋骨道路）が限られるため、一方の道路が寸断又は渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来すお

それがある。そのため、避難車両を必ず円滑に通過させる対策が必要である。

- ・弓ヶ浜半島では、避難経路は大きくは、平行する2本の道路に限られ、有機的な輸送網の構成ができない。
- ・米子鬼太郎空港付近で、2本の主要避難道路が近接する。
- ・東側沿岸部（国道431号等）は、地震時に津波等の影響を受けるおそれがある。



第2節 緊急事態における対応等

1 事故想定

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのUPZ内の住民避難が必要になった想定とする。

※どういう事項に対応しなければならないかという点に焦点を当てた計画

ただし、この計画においては、大規模の自然災害、特に津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件を設定する（鳥取県津波対策検討委員会の検討結果による）。

2 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対 応
警戒事態 EAL(AL)	・島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、中国電力から「警戒事態」発生連絡を受ける。 ・県は、災害警戒本部を設置する。 ・県は、モニタリング本部を設置する。 ・県は、国から連絡体制の確立等の要請を受ける。 ・県は、注意喚起、観光客等の一時滞在者への帰宅呼びかけを実施する。

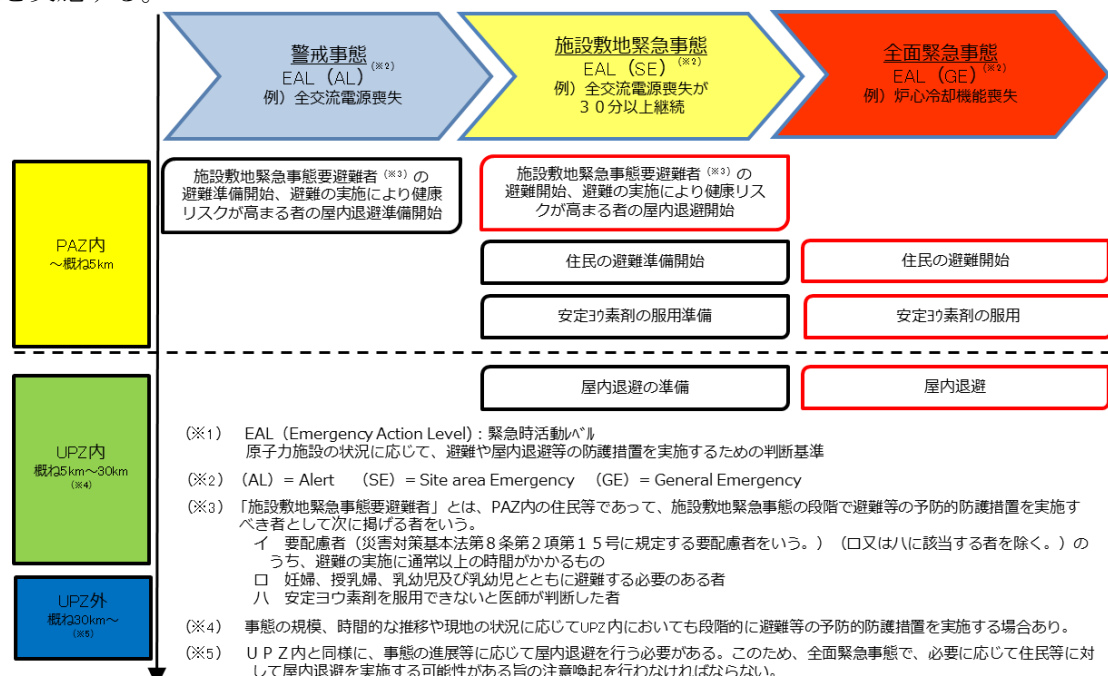
施設敷地緊急事態 EAL (SE)	・島根原子力発電所で警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展し、中国電力から「施設敷地緊急事態」発生の通報を受ける。 ・県は、災害対策本部を設置する。 ・県は、緊急時モニタリングを開始する。 ・県は、国から屋内退避の準備の要請を受ける。 ・県は、屋内退避の準備を指示する。
全面緊急事態 EAL (GE)	・島根原子力発電所で施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展し、中国電力から「全面緊急事態」発生の通報を受ける。 ・国から屋内退避の実施の指示を受ける。 ・内閣総理大臣は「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置する。 ・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示する。 ・事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、予防的防護措置として避難等の指示がなされる。

※ 上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル（OIL）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難等の指示がなされる。

3 防護措置

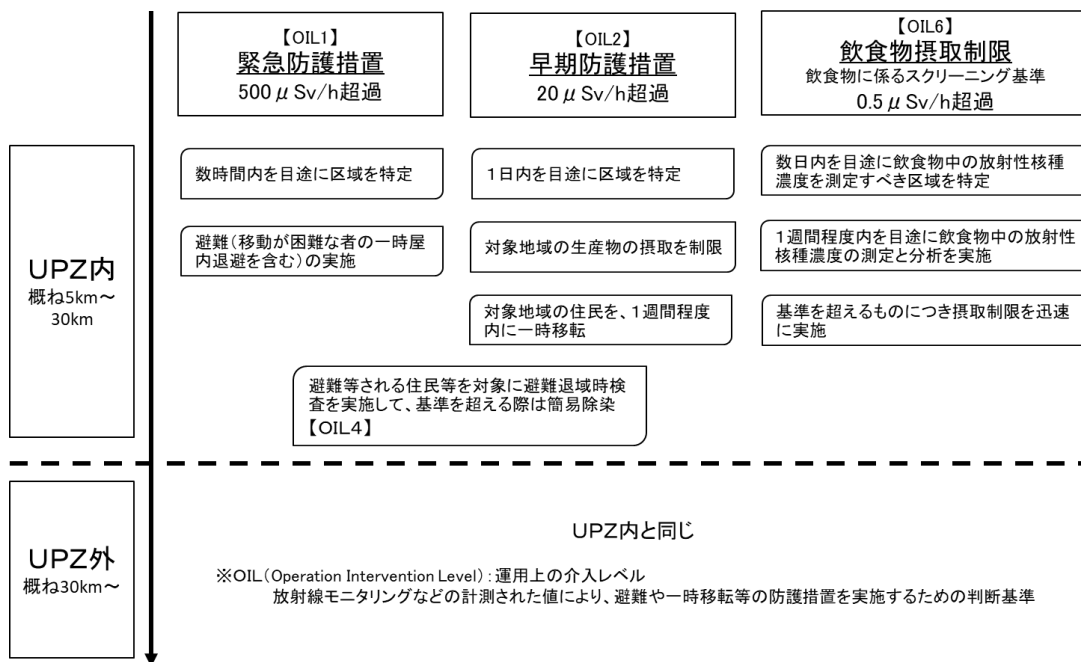
(1) 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置

施設敷地緊急事態（SE）となった段階で、時間とともに変化する風向に備えて島根原子力発電所から同心円状のUPZ内に対して国から屋内退避準備の指示が出され、全面緊急事態（GE）となった段階で、屋内退避の指示が出される。UPZ内の住民等は当該指示に基づき屋内退避を実施する。



(2) 運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置

放射性物質の放出後の段階では、高い空間放射線量率が計測された地域において、地表面からの被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講ずる。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転の早期防護措置を講ずる。



(3) 防護措置等の概要

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置等	実施内容
屋 内 退 避	・建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 ・放射性物質の放出前に予防的に屋内退避を行い、その後の事態の推移に応じて防護措置を行う。 ・避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ・ただし、屋内退避指示が出されている中で、地震など自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合や屋内退避が長期間となることが想定される場合には、人命最優先の観点から避難指示を行う場合がある。 ・一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、事態に照らし緊急を要するときは、屋内退避の緊急安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。 (コンクリート屋内退避) ・病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 ・放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。 ・地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない近隣のコンクリート屋内退避施設もしくは指定避難所において屋内退避を行う。
避 難	・放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくのリスクを低減を図る。
避 難 (O I L 1)	・空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転 (O I L 2)	・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間(1週間程度内)のうちに当該地域から離れるもの。
安定ヨウ素剤	・大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合

の 服 用	- る場合は、安定ヨウ素剤を服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。 ・放射性物質の放出状況を踏まえ、国の判断に基づき、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の措置とともに実施する。
避難退域時検査及び簡易除染（O I L 4）	・吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止を図る。 ・避難又は一時移転等の基準に基づいて避難等した避難住民等を対象として、避難所等への移動経路途上において避難退域時検査を実施し、基準（O I L 4）を超える際は迅速に簡易除染を実施する。
甲状腺被ばく線量モニタリング	・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施する。
飲食物摂取制限（O I L 2）（O I L 6）	・緊急時モニタリングの結果、地域生産物の摂取を制限する。 ・飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。 ・農林水産物の採取及び出荷制限。 ・飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制確認。
立入制限措置	・放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民等の避難、屋内退避等の防護措置、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。 ・防護措置地域の外側に立入制限区域を設定する。

4 屋内退避

(1) 基本方針

全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階においてUPZ内の住民は屋内退避を開始する。

県は、施設敷地緊急事態発生時には、今後の事態の進展により屋内退避を行う可能性がある旨をUPZ内の住民等に伝え、屋内退避に必要な準備を促すものとする。

県は、全面緊急事態に至った場合、屋内退避中の住民に対し、安全確保のため、原子力防災アプリ、ホームページ、テレビ、ラジオ等により必要な情報提供を行うものとする。

万が一、放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で活動すると被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。

なお、プラントの状況等、事態の進展を注視し、屋内退避が長期間になり、住民の健康リスクの不安が大きいと想定される場合は、食糧等の備蓄やライフラインの状況なども踏まえ、避難指示に切替えることを検討するものとする。

(2) 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

県及び市は、屋内退避が適切に行えるように、住民への備蓄の普及啓発、物資等の備蓄及び物資融通体制の整備を行う。

屋内退避の際に物資の備蓄がない場合には、協定を締結した事業者の物資、中国電力の備蓄、国による調達物資等を自衛隊等の実動組織の支援を得て提供するほか、市や関係機関と連携して必要な情報を継続的に提供するものとする。

なお、屋内退避中に、物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の安全が確保できる場所やあらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとする。

5 避難等

(1) 基本方針

原子力災害時におけるUPZ内の避難等について、緊急時モニタリング結果を踏まえ、O I Lに基づき対象区域を特定し、避難又は一時移転等の指示が出される。

また、原子力災害対策重点区域全体に避難が必要となった場合は、交通渋滞を低減し、円滑な避難を図るため、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行うものとする。

本章では最も厳しい状況であるUPZ全域に避難指示が出された場合を主に想定して対応方針等を記載する。

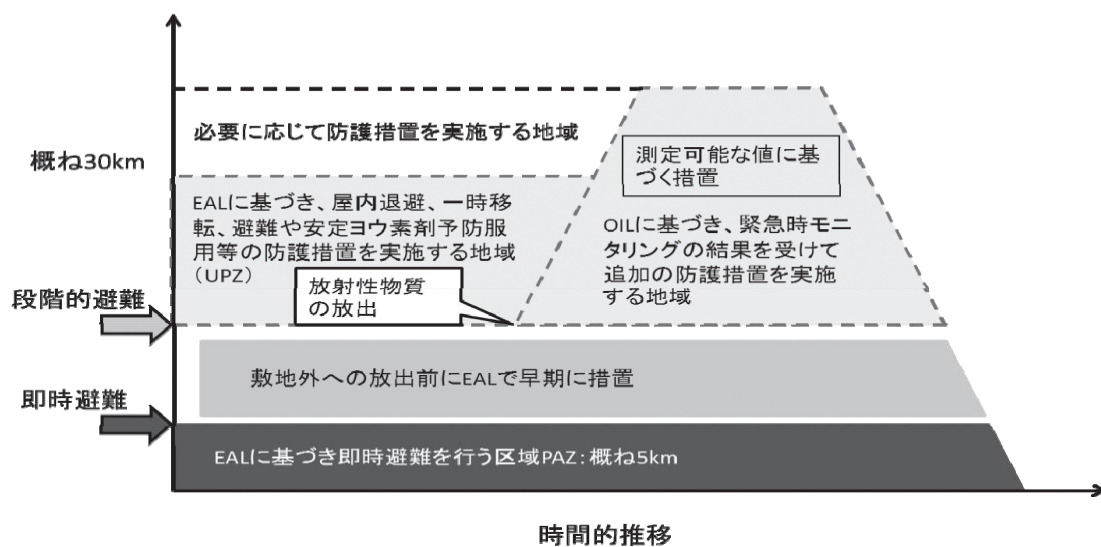
(2) 避難の推移

- ・EALに基づきPAZ内の避難が実施される。UPZについてはEALに基づく屋内退避の

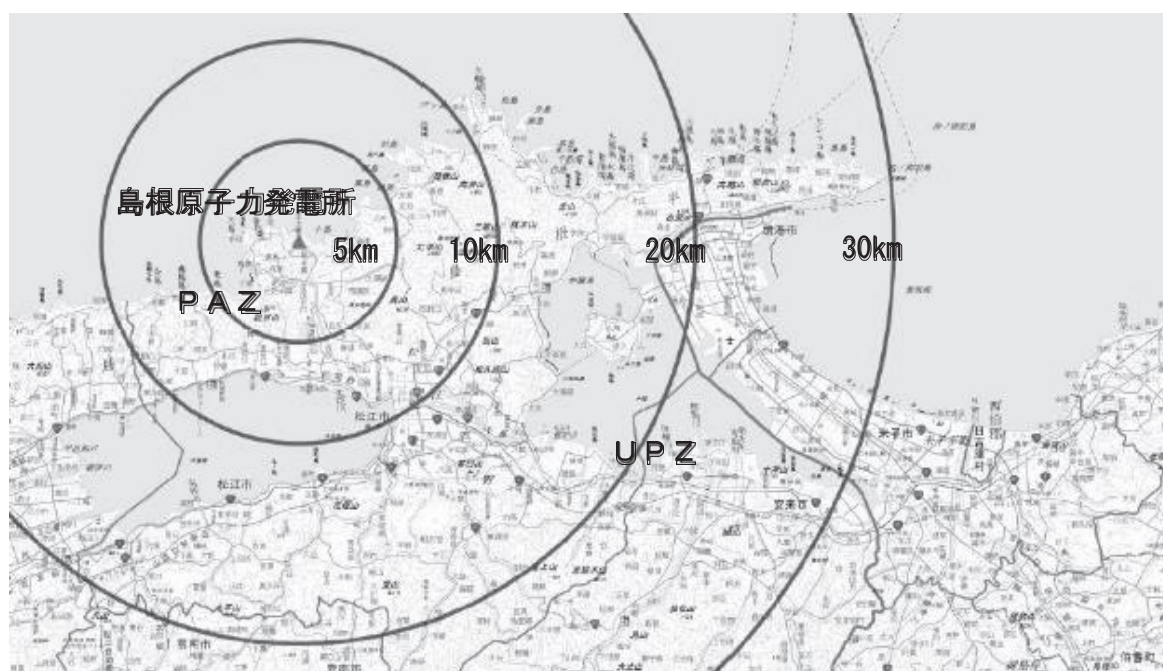
後、O I Lに基づきU P Z全域に避難指示が出された場合、段階的避難が実施される。
 ※放射性物質の放出前においてもE A Lに基づき事態の規模、時間的な推移等に応じて避難指示が発出される場合がある。

- ・即時避難としてP A Z避難が完了した後、U P Z避難が実施される。
- ・U P Z避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民等の被ばくリスクの低減を図る。
- ・避難対象者及び避難行動要支援者に必要な輸送手段（バス、福祉車両等）を確保し、速やかに避難を行う。

避難の時間的推移のイメージ



原子力災害対策重点区域（島根原子力発電所）



第3節 鳥取県の対応

1 UPZ避難

EAL又はOIL等に基づき、国又は県・市からUPZ全域の避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。

段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。

なお、当該区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位であり、避難指示の基礎単位である。



段階的避難における区分

区分	避難区域	市	町名等	人口	経路
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地	約5,900人 6,100人	経路1
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町	約4,800人 5,000人	経路1、3
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町	約11,600人 12,000人	経路1、3
鳥取③	A-④		竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目	約9,800人 10,100人	経路1、3
	B-①	米子市	大篠津町、和田町	約4,400人 4,200人	経路1
鳥取④	B-②		葭津、大崎、大篠津町(一部)、彦名町(一部)、富益町(一部)	約2,700人 3,400人	経路1、2
	B-③		富益町、彦名町、安倍、上後藤(一	約16,300人	経路1、2

		部)、旗ヶ崎（一部）	15,900 人	
	B-④	夜見町、河崎、両三柳（一部）	約12,200人	経路1、2
			12,000 人	

※避難経路は「第2章 状況 6 避難経路」による

2 避難シナリオ

(1) 避難のパターン

島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOIL等に基づき国又は県・市からの避難指示により、最も厳しい状況であるUPZ全域の避難が開始されたものとする※。

~~島根県民の避難者の受け入れが必要な場合、島根県知事からの要請に基づき受け入れを行う。~~

※「原災指針」では、UPZにおける避難及び一時移転について、「緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日内を目途にOIL2を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する」と規定されている。

(2) 避難シナリオ

避難指示に基づき、計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難完了）する。

UPZ ~~(10～20 km)~~ の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※「原災指針」では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定し避難等を実施することとされているが、本計画ではEALに基づき予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。

本計画においては、警戒事態（AL）から鳥取県への避難指示までを24時間と仮定し、この間に避難準備を行うものとする。ただし、事態の進展及び状況に応じて避難準備を行うものとし、全面緊急事態（GE）から避難準備を行う場合がある。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態（AL） H-24h	注意喚起、観光客等の一時滞在者への帰宅呼びかけ ※原子力規制委員会が原子力災害対策指針のEALに掲げる警戒事態を判断した後とし、自然災害のみを起因とした警戒事態は除く
施設敷地緊急事態 （SE）	屋内退避の準備
全面緊急事態 （GE）	原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。 （事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示） 予防的防護措置（屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配布準備）の指示
H	UPZ (10～20 km) の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h 避難完了
H+5h	鳥取②の避難開始 →H+10h 避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始 →H+15h 避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始 →H+20h 避難完了
H+20h	鳥取県内UPZ避難完了

※避難シナリオは、逐次見直す。

(3) 避難オペレーション

避難は、鳥取①の区域から開始し、順次5時間おきに、鳥取②、鳥取③、鳥取④の各区域の避難を

開始することを基本とする。避難は、道路監視カメラや信号機遠隔制御等により円滑な実施を確保する。次の区域の避難の開始については、道路監視カメラ等により、避難中の道路状況等が避難実施に支障がないこと等を確認の上、前倒しすることで、避難の円滑化を図る。

避難開始時間の前倒しを行う場合は、全体避難に影響を及ぼすことがないように、現地の交通規制を含めて、警察や道路管理者等の関係機関とも連携し、慎重に判断する。

また、道路監視カメラにより車両事故等が発見された場合は、速やかに交通障害を排除し、円滑な避難を確保する。

3 避難対象地域

対象とする避難対象地域（UPZ、概ね 30 km圏内）及び避難先地域は次の表のとおりとする。

要避難地域			避難先地域
10～20 km	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ	鳥取市、岩美町、八頭町
20 km～25 km	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ	
	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ	鳥取市、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
25 km～30 km	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ	

4 予備的避難地域

前項の避難先地域が使用できない場合や、島根県において災害の状況により島根県の計画どおりに避難ができなくなり、鳥取県に対して避難者の受入れの要請があった場合に、次の鳥取県内の予備的避難地域において避難者を受け入れる。

この地域における避難者の受入れについては県が調整を行う。

避難受入数	避難受入地域
約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町
約 5 千人	若桜町、智頭町

5 避難手段

(1) 選定の考え方

避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。

この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。

(2) 陸路

ア 自家用車

避難住民の90%が自家用車を使用すると見積もる。自家用車1台当たりの乗車人員は2.5人程度と見積もる。

イ バス等準備車両

自家用車が使えない住民等の避難に使用する。バスによる避難者は総数の10%とし、バス1台当たりの乗車人員は35人程度と見積もる。なお、[新型コロナウイルス](#)感染症流行下であり、十分に車両が確保されている場合は、必要に応じて乗車人員を減らし、密集・密接対策を行う。

ウ 福祉車両

避難行動要支援者等の避難に使用する。UPZ内の車両を基本とするが、必要に応じ、県内UPZ外の車両、さらに県外の車両を確保する。

なお、輸送力に余裕を持たせるため、米子市、境港市内に福祉車両5台を中国電力が配備し、あらかじめ県と定める要請手順に基づき運用する。

エ 自衛隊車両

不測の事態等で緊急を要する場合に計画（災害派遣、原子力災害派遣）する。

(3) 鉄路

列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の一時滞在者の早期避難や[通](#)

勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。このため、列車運行時間の利用者への周知に努める。

ア 駅等において列車の運行情報を利用者に周知する。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。

イ 外国人の避難が容易になるように、外国語等による情報提供を行う。

(4) 海路

船舶（境港～鳥取港）の確保が可能であり、かつ波高が1.5m以下と見込まれる場合に、長時間航海による健康管理を徹底の上、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。

対象とする住民の決定と周知及び船舶までの輸送方法の確保が必要である。

(5) 空路

航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な避難行動要支援者（重篤な入院患者等）等の輸送に使用する。

ただし、飛行できない場合に備え、予備手段を準備しなければならない。

(6) 複合災害時における避難手段

自家用車の利用が困難な場合はバスを手配する。車両による避難が困難な場合は補完的手段を準備する。なお、確保が困難な場合はオフサイトセンターにて実動組織に避難を支援要請する。

(7) 搜索と救出

避難に遅れた、あるいは避難できずに救出要請のあった住民又は避難指示のあった地域において住民の搜索が必要になった場合、自治体の能力を超える場合は実動組織に支援要請する。

(8) 鉄路、海路、空路の特性

輸送手段	特性	
	メリット	デメリット
鉄路 (JR境線)	- 大量輸送が可能 - 渋滞の影響を受けない (定時運行が可能)	- 単線であり、運行本数と車両連結数に限界がある（最大4両編成） - 地震との複合災害時には、線路や信号機の点検に時間を要する（運行できない場合もある） - 境線の駅には駅舎が少なく、列車の待ち時間に屋内退避することが困難 - 境線から山陰本線に乗り入れが可能であるが、山陰本線のダイヤが過密であり、その影響で、運行本数を増やせない - 駅での被ばく管理・事故等に対する安全確保のため十分な要員の確保が必要
海路 (船舶)	- 大量輸送が可能 - 渋滞の影響を受けない - 一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えがない - タグボードを使用すれば大型船も鳥取港に入港可能	- 海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担（船酔い）が大きい - 船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる（海上自衛隊護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要） - 地震との複合災害時には、港湾の使用可否の確認が必要 - 津波が発生した場合は、漂着物により接岸できない可能性
空路 (航空機、ヘリコプター)	- 遠距離移動の際の搭乗者の負担が少ない - ヘリコプターは、避難退域時検査会場の近隣に離着陸が可能	- 天候（雷雨等）の影響を受ける（特にヘリコプターは影響を受けやすい） - 自衛隊機等は、国において運用統制が図られる - 確保が限定的である - ヘリコプターの機種によっては、搭乗可

	(大型ヘリコプターの特性) 大型ヘリコプターの場合は50 名以上の搭乗が可能	能人数が少なく（５名程度）、大量輸 送を行うことができない ・大型ヘリコプターの場合は、離着陸可能 な場所が限定される
--	--	--

6 避難経路

(1) 避難経路の設定

避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。

また、県は避難元から各避難先までの避難経路を記した資料を整備するとともに住民に周知する。

経路 1	山陰自動車道・国道 9 号沿い	山陰自動車道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道・国道 181 号沿い	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路

(2) 避難経路の変更等

大規模な通行止め、渋滞等通行阻害に際しては、状況に応じて避難経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。

ア 国道 4 3 1 号

早期に使用の可否を判断し、使用できる場合は避難経路として使用する。

イ U P Z 内

避難車両を県道米子境港線（県道 4 7 号）、県道米子空港境港停車場線（県道 2 8 5 号）、国道 4 3 1 号へ誘導する。また、道路状況等に応じて新たに建設された避難経路を結ぶ肋骨道路を使用し渋滞等の低減を図るとともに、避難の融通性を確保する。

(参考：弓ヶ浜半島の肋骨道路)

道路名	道路連絡間
県道米子境港線	県道米子境港線(境港市外江町)～国道 4 3 1 号(境港市上道町)
県道米子空港線	県道米子境港線(境港市佐斐神町)～国道 4 3 1 号(境港市佐斐神町)
県道葭津和田町線	県道米子境港線(米子市葭津)～国道 4 3 1 号(米子市和田町)
市道安倍三柳線	県道米子境港線(米子市安倍町)～県道両三柳西福原線(米子市両三柳)
県道両三柳後藤 停車場線	県道米子境港線(米子市旗ヶ崎 2 丁目)～国道 4 3 1 号(米子市両三柳)
国道 9 号・県道 皆生西原線	県道米子境港線(米子市加茂町)～国道 4 3 1 号(米子市皆生)

ウ U P Z 外

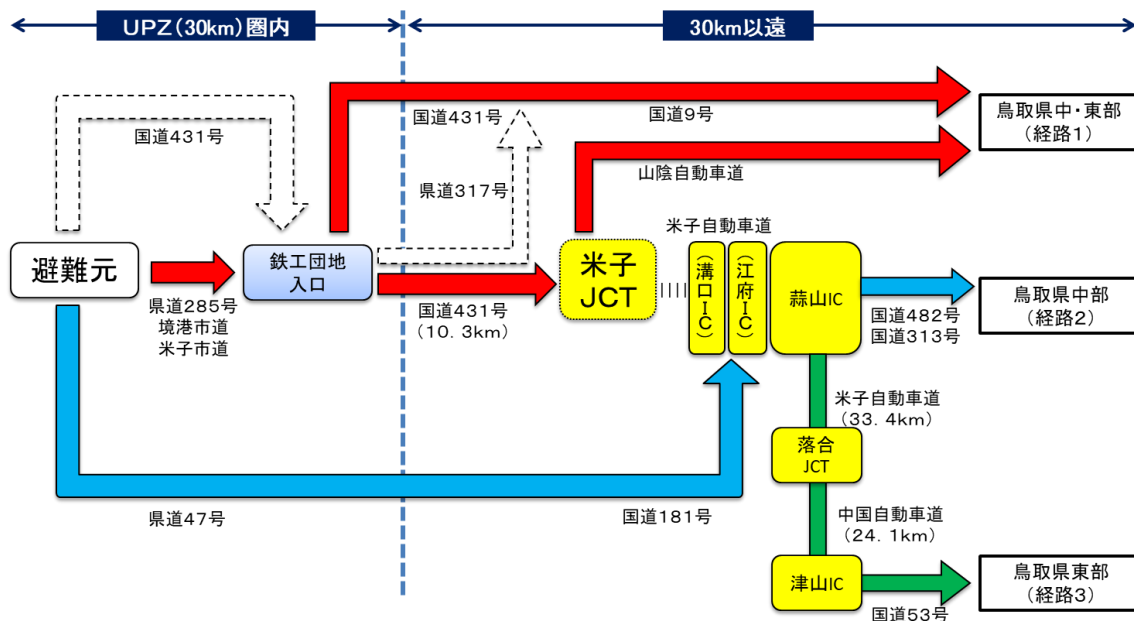
避難車両を道路状況に応じて、米子自動車道と国道 1 8 1 号に振り分ける。

(3) 避難経路図（概要）



（参考：避難経路）

経路 1	・ 県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 JCT）→山陰自動車道 ・ 県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号
経路 2	・ 県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（溝口 IC、江府 IC）→（蒜山 IC）→国道 482 号→国道 313 号
経路 3	・ 県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（溝口 IC、江府 IC）→（落合 JCT）→中国自動車道→（津山 IC）→国道 53 号



7 避難に影響を及ぼすと想定する事項

(1) 道路の使用

- ア 鳥取県内の国道 431 号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする（使用の可否を優先的に把握する必要がある。）
- イ 冬期の大雪による影響（避難経路の優先的な除雪の実施）
- ウ 地震による影響（地震による道路等への影響については、避難開始までに避難経路の偵察及び応急復旧等の対応を早期に行うことから、避難開始時には通行可能であると想定）
- エ 事故車両や放置車両等の発生による影響（警察や道路管理者と連携し、速やかに車両の撤去を実施）

(2) 渋滞発生予想箇所 出典：国土交通省中国地方整備局「中国地方の主要渋滞箇所」等

エリア	箇所（交差点）
境港市	幸神町
米子市	総合事務所前、公会堂前、卸団地入口、新開海 2 丁目、皆生、労災病院入口 米原、錦町 3 丁目、義方町ローソン前、車尾、西福原 1 丁目、加茂町 2 丁目、米子食品団地入口、日吉津東、二本木、陰田町、長田産婦人科

(3) モニタリング結果

避難に先立ち実施する走行モニタリング等により、避難経路の空間放射線量率を確認する。

(4) 計画外の避難（自主的な避難）

計画外の避難が大規模に発生した場合、P A Z 住民の避難遅れ及び U P Z 住民等の避難時間（避難の走行時間）の増加が予想され、避難住民等の被ばくリスクが高まる。

- ア 島根原子力発電所で事故が起きた直後の避難及びその後の事故進展に伴う住民等の自主判断による避難
- イ P A Z 避難が指示された場合の P A Z 以外の区域における先行的な避難
- ウ U P Z 内の避難指示区域における計画的な段階的避難の前の避難
- エ 一部の自主避難（避難指示区域以外からの避難）

第3章 実施要領

- ・この章では、この計画を運用するにあたっての実施要領等を記載している。
- ・この計画の実際の運用にあたっては、この章に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況の変化及び推移に伴ってこの計画の所要の補備修正（自然災害、大規模事故、国民保護事案等が複合的に発生した場合の対策は、これらの災害等に係る計画による対策も含めて現計画を臨機応変修正して行う。）を行い、実際の状況に適応させて運用する。

第1節 基本方針

1 方針

県は、住民等の被ばくをできる限り低減するため、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、避難、一時移転）を可能な限り迅速に実施する。この際、避難行動要支援者等に配慮する。

県は、現地の状況を直接把握し、人命の安全確保を最優先とし、必要な場合は国と緊密に連携した上で国の指示を待たずに独自の判断として屋内退避、避難等の必要な指示を行う。

UPZ内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民等の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民等の被ばくの危険性を防止する。

また、原子力防災アプリ等あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民等への安心提供と安全確保を行う。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民等への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民等の被ばくをできるだけ避けるようにする。

2 計画の段階区分の設定及び対応

緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。

➤別表1「段階区分及び防護措置等の実施要領」

3 避難指示の手順

県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難に関する具体的な内容を示した避難実施計画を修正して、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。

要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民等に避難を伝達する。

なお、知事又は市長は現地の状況を把握し国の指示を待たずに迅速に避難等の指示を行う場合がある。

4 避難先

国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、要避難市はUPZ内の住民等を県東部・中部地域に避難（UPZ内全域で避難指示が出された場合は、段階的避難を実施）させる。

避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所で行う。

➤別表2「避難先一覧表」

段階的避難を行うにあたり、避難の順番を待つまでは、屋内退避を実施する。

避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法及び広域避難に係る応援協定に基づき、県の調整と統制に基づき県外避難を実施する。

＜県外避難実施の要件＞

- ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき
- ・入院患者等の避難行動要支援者等を受け入れる施設が県内で不足するとき
- ・その他必要と認められるとき

5 避難手段の確保

(1) 避難手段

自家用車を主要な避難手段とする。下記②～⑥の避難手段については、過度に依存することなく、各種の避難手段で補完するように有機的な組織を構成し、適切に運用する。

- ① 自家用車
- ② バス等
- ③ 福祉車両
- ④ 自衛隊車両
- ⑤ 鉄道
- ⑥ その他手段（船舶、航空機）

(2) 避難手段の確保

避難手段の確保は避難準備段階から行い、事態が進展し、国又は県・市から避難が指示された場合、速やかに避難できるよう早期の確保に努める。県で確保が困難な場合は、国へ要請し確保する。緊急の場合は国を通じて又は直接実動組織へ要請する。

6 避難方法

- ・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。
- ・自家用車による避難をするときは、各家庭で避難する。
- ・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位であらかじめ指定された一時集結所に集結した後、避難する。
- ・避難等のため屋外に出る際には、被ばくの影響をできる限り低減するため、身体等に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用するほか、放射性物質を吸い込まないようにマスクの着用、タオルやハンカチで口や鼻を覆うことなどを住民等に周知する。
- ・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行措置について NEXCO 西日本に要請する。

7 避難所

自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。

避難先等の状況により、避難所の変更が必要になった場合は、テレビ、ラジオ、原子力防災アプリ等を用いて迅速かつ的確に避難者に伝達する。

避難所等については、必要に応じて事前にモニタリングを行い安全性を確認する。

8 U P Z 外の防護措置

U P Z 外においては、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果等、事態の進展等に応じて、U P Z 内と同様に屋内退避等の防護措置を行う。また、屋内退避の防護措置が必要となった場合には、島根原子力発電所から同心円を基礎として必要な防護措置を実施する範囲を設定する。

9 避難の優先

(1) 地域

U P Z 内全域で避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。

避難は、E A L 又は O I L 等に基づく、国又は県・市からの避難指示と原子力災害合同対策協議会による調整結果に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、10 km～20 km 圏内区域、20 km～25 km 圏内区域、25 km～30 km 圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。

また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。

(2) 対象者

ア 妊産婦及び乳幼児とその家族

市による避難情報等の確実な伝達及び優先的な避難を検討する。また、避難所の優先入所、ホテル等を利用した避難についても検討するとともに安定ヨウ素剤の服用指示があった場合の服用の周知を徹底する。

イ その他避難行動要支援者（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者、在宅等）等一般住民等との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

10 避難誘導

(1) 市避難誘導計画の作成

米子市及び境港市は、県が手配し配車したバス等の車両を円滑に受け入れるため、一時集結所の特性、誘導方法等をまとめた「市避難誘導計画」をあらかじめ作成する。

(2) 一時集結所への誘導

米子市及び境港市は、市避難誘導計画に基づき一時集結所に避難誘導員を派遣し、避難誘導準備を行う。

また、県から配車を受けたバスを一時集結所に配車するとともに、避難を行う住民等を誘導し、バスに乗車させる。この際、市は妊産婦や乳幼児等の避難バス等への優先乗車等に努めるとともに県と協力し、避難所の所在、災害の概要、避難時の注意事項、その他の避難に資する情報を提供する。

(3) 避難情報の伝達（広報）

ア 県

- ・避難指示等が出た場合、放送事業者に対して放送要請を行い、当該地域の住民に対して避難指示、緊急事態の内容、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等の情報を伝達する。
- ・避難途中の住民等に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路情報表示板や商業施設等の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供もあわせて行う。

イ 米子市及び境港市

- ・サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護措置区域（UPZ内）の住民等に緊急事態の内容、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民等のとるべき措置、注意事項等を広報する。

11 避難経路の確保

(1) 自然災害等により避難経路が通行不能な場合

県は、避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、通行止め等交通規制を確認した場合は応急仮復旧等を行い早期に規制を解除する。道路の損傷を確認した場合は代替経路を指定するとともに自衛隊、建設事業者等の協力を得て、早急に道路啓開、架橋等応急対策を行う。この際、被災状況確認のため、ヘリコプター、車両、小型無人機（ドローン）等有効な機器を活用し、適切な条件のもとで情報収集にあたるものとする。

県は、作業に使用する資機材の備蓄やがれき等の仮置き場の確保についてあらかじめ調整を行う。また、県が管理する道路以外の道路の損傷を確認した場合は、各道路管理者に復旧を要請する。

避難者は、避難時に使用している道路の損傷や撤去が必要な車両等を見つけた際は、道路管理者、市及び県にその旨を連絡する。

(2) 降雪時における避難経路の確保

県は、県が管理する道路について、主要避難経路を重点除雪区間とし、優先的に除雪を行う。また、除雪計画に基づき、凍結防止剤の散布や除雪車による除雪作業を実施する。

県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請し、避難経路を確保する。

県は、関係機関と鳥取自動車道、山陰自動車道、米子自動車道の通行止め区間及び迂回路、集中除雪時の連絡体制の確認を行う。必要に応じて関係機関とのリエゾン相互派遣等早期の連絡体制の構築を行う。

広域的な迂回及び除雪並びに避難者等への情報伝達について、原子力災害合同対策協議会で調整する。

(3) 事故車両や放置車両等の発生により避難経路が通行不能な場合

県は、避難経路として定められている道路において、事故車両や放置車両等の発生により使用できない場合は、代替経路を設定するとともに、県警察及び道路管理者と連携して車両の撤去作業を実施する。なお、状況に応じて災害対策基本法第76条等の適用についても検討を行う。その際、道路区間の指定・周知を行い、車両所有者等へ移動命令を行った上で、所有者等不在など、命令に応じることができない場合は、（一社）日本自動車連盟等の協力を得て、車両の撤去作業を行うものとする。

第2節 自家用車による避難

1 方針

避難対象地域内から自家用車避難を行う地区の順序を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。自家用車による避難については、交通渋滞の解消を目的として避難者に乗り合わせを要請する。

2 対象者

自家用車を利用できる者

3 避難順序の統制

県及び市等は自家用車避難を行う避難住民等に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

4 安定ヨウ素剤の配布

避難住民等は、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取る。

市は、一時集結所付近の交通渋滞発生を防止するため、基本的に徒歩で一時集結所に立ち寄ることを避難住民等に要請する。

➤第7節 安定ヨウ素剤の配布・服用

5 避難退域時検査等

避難住民等は、主要経路沿いに設置された検査会場において、避難退域時検査を受検する。

➤第8節 避難退域時検査の実施

6 避難途中の住民等に対する支援

県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民等に対し、支援（避難に必要な情報（道路規制情報、避難所情報、ガソリンスタンド情報）、飲料水、食料等の提供）を行う。また、必要に応じてトイレ設備等を設置する。

なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。

避難で移動中の住民に対しては、原子力防災アプリや道路情報表示板等を使用して情報提供する。

7 避難所への誘導及び受入れ

県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。

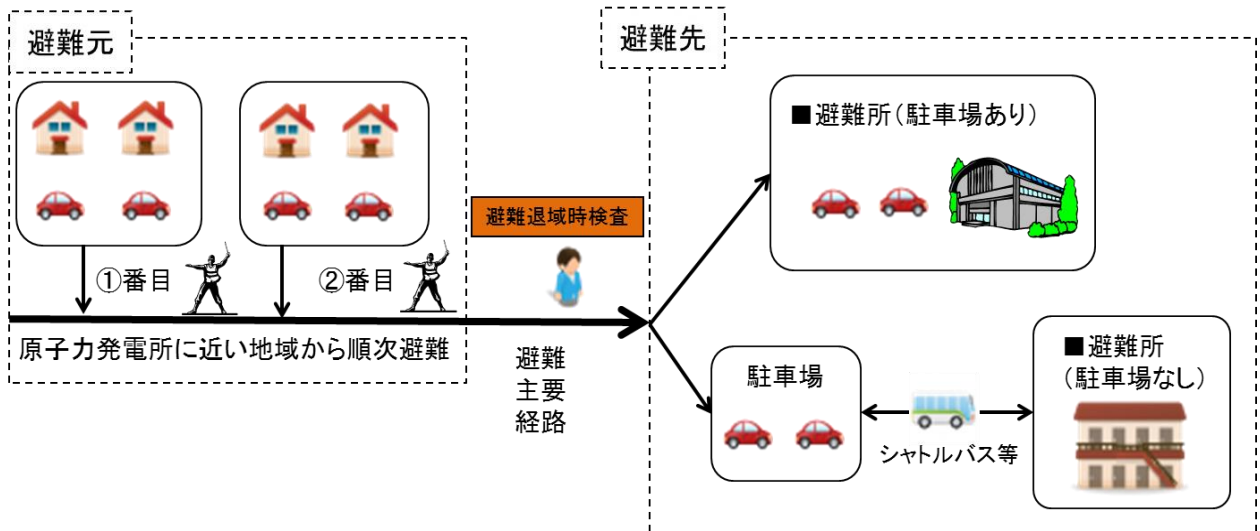
(1) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難

学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。

(2) 駐車場等がない避難所への避難

駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

自家用車による避難のイメージ



第3節 公共輸送による避難

1 バス等による避難

(1) 方針

避難住民等は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路を使用し、避難退域時検査を行った後に避難所へ移動する。

なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまって避難することを原則とする。

また、一時集結所でバス等を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

(2) 対象者

自家用車の利用ができない避難住民等で、要避難地域内に市が設定する一時集結所からの避難住民等

(3) 一時集結所から避難所までの輸送

ア 輸送の実施者

県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民等の輸送を実施する。

イ バス等の確保

県は、県バス協会又はその会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会又はその会員に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。中国4県のバス協会又はその会員へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように事前に調整を行った上で行うものとする。

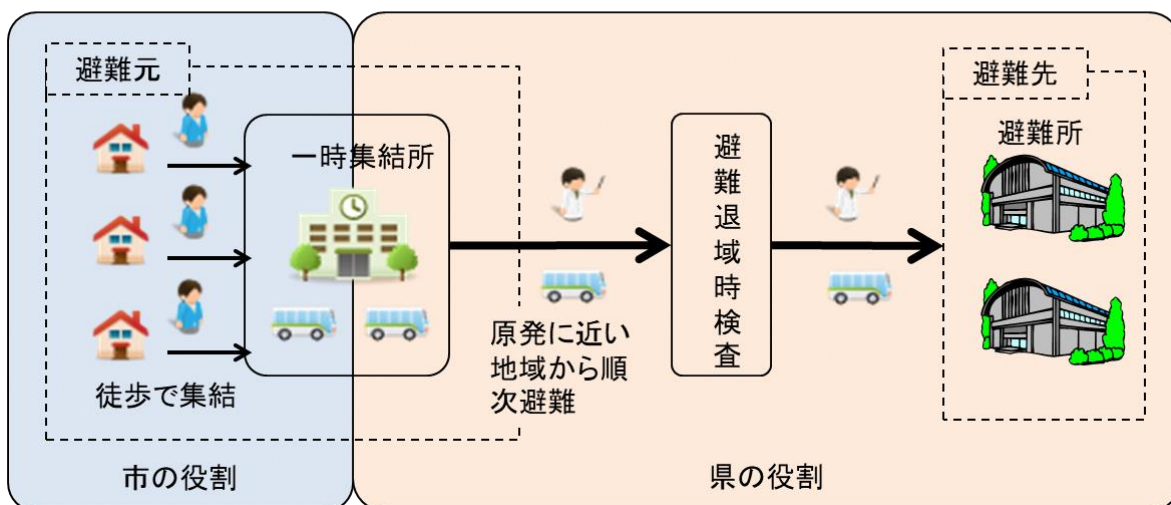
中国4県のバス協会の協力で不足する場合は、関西広域連合へ協力を要請するものとする。

なお、上記によっても避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）へ支援を要請するものとし、国（現地事故対策連絡会議又は原子力災害対策合同協議会）への確保要請や自衛隊法に基づき自衛隊に避難の支援について災害派遣を要請する。

ウ バス等への運行指示書の作成

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムにより、対象エリア内の人口や避難行動要支援者数（在宅、高齢者施設、障がい者施設等）、必要な車両数等を速やかに算出し、運行指示書を作成し、円滑かつ計画的な輸送を実施する。

バス等による避難のイメージ



2 鉄道による避難

(1) 方針

西日本旅客鉄道（ＪＲ）は、観光客などの一時滞在者及び通勤・通学者などの住民等の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として鉄道による避難を実施する。

一時集結所に集結した住民等を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、後藤駅や米子駅等まで輸送する。なお、各駅で列車を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

目的駅に到着した後は、バス等により避難退域時検査会場まで輸送する（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。その際は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。）。

(2) 留意事項

鉄道による避難にあたっては、列車の行き違いができる駅に限られるなど、単線であるＪＲ境線の特性を考慮する必要がある。

県は、輸送の混乱を回避するためＪＲと協議の上、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それをＪＲと連携し利用者や住民等に周知する。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。

また、地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。

3 その他手段による避難（船舶、航空機）

(1) 方針

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段として船舶及び航空機による避難を実施する。

(2) 船舶による避難

第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ海上輸送を行う。

一時集結所に集結した住民等を必要に応じて港湾施設に誘導し、順次乗船させ、鳥取港等に輸送する。

船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。また、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや接岸できる港湾施設に限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であることを考慮する必要がある。この際、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等の専門的助言を得なければならない。

なお、漁船による避難については住民等の安全確保の観点から実施しない。

(3) 航空機による避難

ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い避難行動要支援者等の緊急を要する避難に使用する。

航空機による避難にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮するものとする。

なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させることを基本とする。

また、大型ヘリコプターをはじめとする住民等を大量に輸送できる航空機は、利用可能であり、かつそれ以外の輸送手段がない場合等には、必要に応じ住民等の緊急避難に使用する。

(4) 留意事項（共通）

ア 乗務員の安全確保

公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。

イ 避難退域時検査の実施

放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、空港、港湾等の到着地で住民等の避難退域時検査を実施する。検査終了後、バス等によりあらかじめ定められた避難所に移動する。

関係個別計画

別紙1『避難実施計画』

第4節 避難行動要支援者等の避難

1 方針

施設敷地緊急事態発生時のP A Z避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえU P Zの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。

避難行動要支援者等の避難については、避難による身体的負担が大きいことを考慮し、施設責任者等を交えた事前の計画と十分な準備に基づいて行うものとし、避難先及び避難手段の確保が出来てから行うことを基本とする。

50km を超える避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり健康状態を悪化させないように配慮する。このため、ストレッチャーを必要とする要支援者については、放射線防護対策施設への避難や、状況によっては 30 km～50 km圏内の施設利用を検討する（一時避難所）。

2 避難行動要支援者等の避難計画

(1) 避難行動要支援者の把握等

県・市は、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見積もっておく。

また、市は、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

この際、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者等の避難計画の作成

県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者等の輸送

ア 輸送の実施

県は、あらかじめ定める避難行動要支援者等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。

イ 輸送の手続

県は、市の状況に基づき、避難行動要支援者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。

市は、輸送対象者を避難行動要支援者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

ウ 輸送の方法

輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な輸送を行う。

(4) 福祉車両の確保

県は、避難計画に基づき避難行動要支援者等の支援に必要な福祉車両（車いす、ストレッチャー等）について関係機関等と調整を行い、確保する。

このため社会福祉施設、県ハイヤータクシー協会や中国電力に確認し、県内で確保可能な福祉車両等を把握するとともに、緊急時に県内車両で不足する場合は、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する。

なお、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように、事前に調整を行った上で行うものとする。

上記によっても必要な福祉車両等の確保が困難な場合は、国に要請するものとし、平素から要請の手順等を確立しておく。

(5) 前項に記載したもののほか、県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。

(6) 福祉車両等（車いす、ストレッチャー等）の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。

(7) 移動中及び避難所におけるケアに配慮することが必要である。

(8) 県は支援者の防護措置に留意し、関係周辺市等と連携し、必要に応じて支援者への防護服等の資機材の配布や、支援者の被ばくリスクが高まる場合は自衛隊等の実動組織に応援を要請する等して、支援者に代わって避難行動要支援者の避難に係る支援を行うこと等の対応を実施する。

3 情報の提供

聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者等への情報伝達については、それぞれの障がいの特性に応じて伝達方法に配慮することが必要である。

4 社会福祉施設等入所者の避難

(1) 方針

社会福祉施設の入所者は、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行うものとする。

この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した

上で他の社会福祉施設等からの受入れや避難及び在宅の避難行動要支援者の受入れ又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。

(2) 避難方法

施設入所の避難行動要支援者等については、施設が所有する車両に加え、県が手配する福祉車両等で避難する。

(3) 留意事項

ア 避難先として上記の例以外に、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。

イ 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。

ウ 重度及び長時間の移送困難者は、一旦 30 km～50 km範囲の特別養護老人ホーム・老人保健施設へ避難させ、症状に応じ適した医療機関へ体調を考慮しながら順次移送する。

エ 県内の避難先施設は限られており、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。

5 病院の入院患者の避難

(1) 方針

緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

この際、放射線防護対策を実施した医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。

(2) 留意事項

ア 避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。

イ 県内の避難先施設は限られており、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。

6 在宅の避難行動要支援者の避難

(1) 方針

市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに避難を支援する者（以下「支援者」という。）等に対して、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、原子力防災アプリ等を用いて屋内退避・避難等を情報伝達する。

支援者からの支援を受けることにより地域住民と同様に避難が可能である避難行動要支援者は、まずは広域避難所に避難を行い、要支援者の状況に応じて広域福祉避難所に移送する。

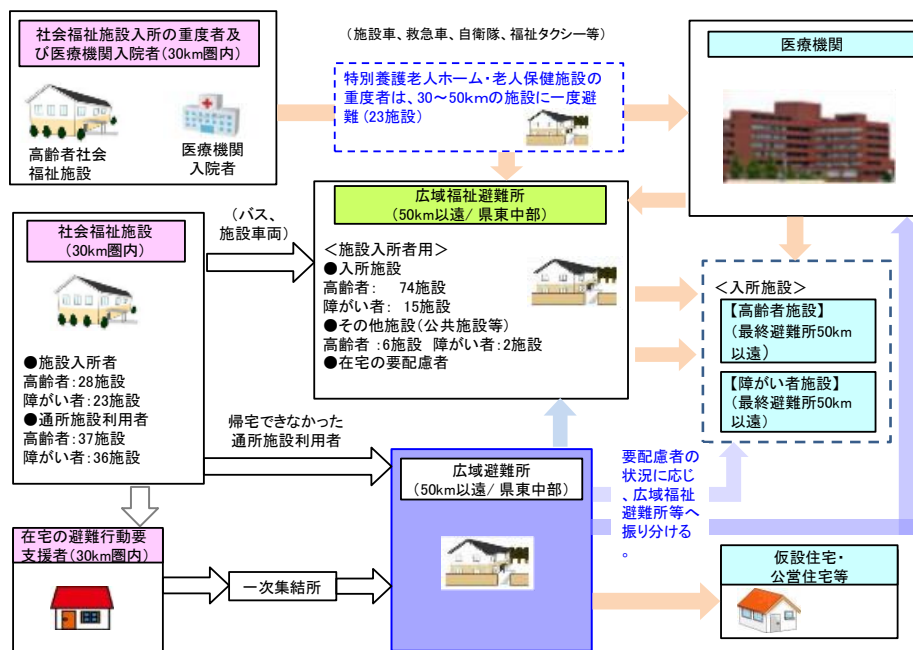
一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として放射線防護対策施設や条件の整った広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で福祉車両等により避難先の施設等へ避難する。

(2) 在宅避難行動要支援者の把握

米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員等の協力を得る等して避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな避難を行う。

なお、在宅の避難行動要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市で事前に調整しておく必要がある。

避難行動要支援者避難のイメージ



関係個別計画

別紙3『島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者 避難計画」』

7 外国人の避難

(1) 方針

外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難し、多言語表記等（事前対策も含む）の対応を行う。

- ・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）
- ・避難指示の伝達方法の検討
- ・被害情報や避難の指示等重要な情報は、多言語表記された原子力防災アプリ等多様な手段による適切な情報提供
- ・駅、観光施設、公共施設等の外国人が立ち寄るところは、多言語で情報を提供する。県は、外国人に対して災害情報を提供するとともに、問い合わせへの対応等を実施するため、外国人支援インフォメーションセンターを設置する。

(2) 留意事項

ア 外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所等においては、外国語対応スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応を行う。

イ ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの多言語自動翻訳機能の活用を考慮し、やさしい日本語での掲載を心がける。

第5節 児童生徒等の避難

1 方針

保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（児童生徒等）が通う施設においては、警戒事態から施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに休園又は休校とし、屋内退避等により児童生徒等の安全を確保するとともに保護者との連絡調整に努める。

保護者の引き渡し前に避難指示が出た場合、引き渡しが終わっていない児童生徒等全員を学校等ごとに決められた避難所に職員等と一緒に避難し、避難先で保護者に引き渡すものとする。

2 避難計画の作成

UPZ内の保育所等（地域型保育事務所、届出保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等は、避難計画を作成する。

関係個別計画

別紙4『原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル』

第6節 観光客等一時滞在者の避難

1 方針

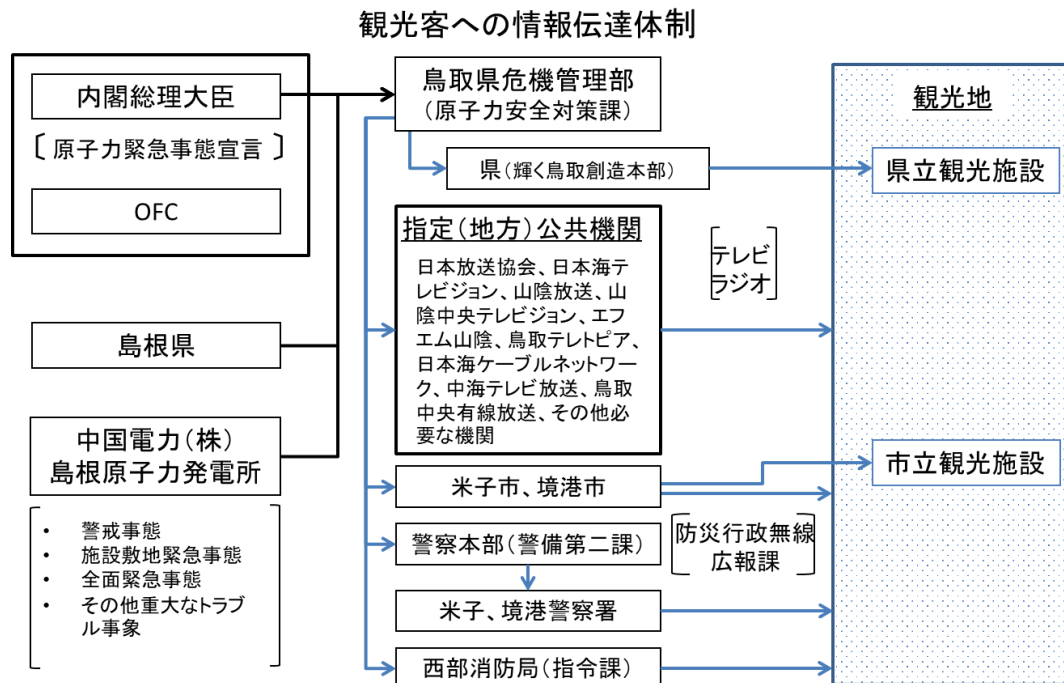
島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、観光施設への周知のほか防災行政無線や道路情報表示板、商業施設等の屋外大型ビジョンにより速やかに観光客等一時滞在者（以下「観光客等」という。）へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。全面緊急事態までに帰宅が間に合わなかった場合は、宿泊施設等に移動し屋内退避を実施する。その後、避難等の指示があった場合には最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

2 情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

観光施設においては、館内放送及び掲示等により情報を伝達する。

外国人観光客への情報伝達に当たっては、多言語による案内にも努める必要がある。



※県が、災害対策本部を設置した場合は、危機管理部が行っていた情報伝達業務を災害対策本部が引き継ぐ。

3 避難の実施

観光客等のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いて速やかに帰宅する。

また、公共交通機関を利用し来訪した観光客等については、運行時間等の情報を提供し、可能な限り公共交通機関で速やかに帰宅するよう呼びかける。

その他、移動手段がない観光客等や、路線バス・列車等が利用できない場合には、住民とともに避難を行う。

第7節 安定ヨウ素剤の配布・服用

1 配布

市は、県と連携して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるよう、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所において、別に定める計画に従って避難住民に対して安定ヨウ素剤を配布するものとする。この際、一時集結所付近の交通渋滞の発生を防止するため、基本的に徒歩で一時集結所に立ち寄ること等を要請する。

一時集結所で受け取ることができなかった場合、避難退域時検査会場において受領するよう広報するものとする。

また、避難状況に応じて、避難者が避難車両から降車せずに受け取る配布方法（車両内配布やドライブスルー方式等）を検討する。

なお、緊急時の受取りが困難で、希望する者には事前配布を行う。

2 服用

市及び県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、速やかに避難住民等に対して服用を指示する。

なお、市及び県は安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により事前配布を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。

第8節 避難退域時検査の実施

1 避難退域時検査の実施

県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリング結果によりOILに基づく防護措置として避難等を行う際に、避難指示等の対象区域の避難住民等を対象として、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、住民等の身体等への放射性物質の付着の有無の確認を目的に避難退域時検査を行う。

検査の結果、除染を行う判断基準（以下「OIL4」という。）を超える汚染があった場合には、OIL4以下にするために簡易除染等を行う。

また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域等に設置する避難所併設の避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会で検査を行う。

なお、避難退域時検査を終了した避難住民等には、終了した旨の証明書（検査済証）を発行する。

県民への実施を基本とし、要請がある場合は島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。

2 避難退域時検査の構成及び手順

(1) 構成

避難退域時検査及び簡易除染は以下のとおり構成する。その他必要となる事項については、関係機関と調整する。

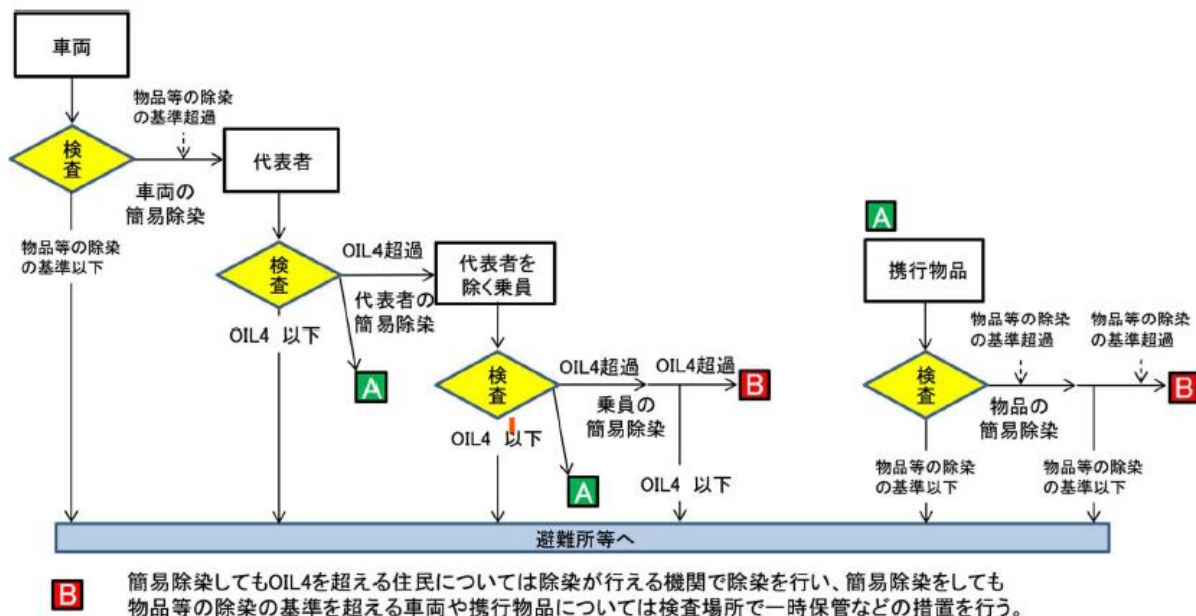
事項	主な内容機能
車両確認検査	・表面汚染検査用放射線測定器及び車両用ゲート型モニタを使用した検査
簡易除染（車両）	・大型車両除染テントを使用した流水除染 ・ウエス等を使用した拭き取り除染 ・除染後の表面汚染検査用放射線測定器による検査 ・流水除染に使用した水の回収
住民確認検査	・表面汚染検査用放射線測定器を使用した検査 →検査前後の住民の動線の分離 ・壁面及び床面等の養生 →検査済証の交付
簡易除染（住民）	・OIL4を超える汚染がある者への拭き取りによる簡易除染 ・除染後の表面汚染検査用放射線測定器による検査 ・簡易除染に使用した廃棄物の回収

検査済証の交付	・避難住民への検査済証の交付
空間放射線量率測定	・空間線量率用放射線測定器を使用した定期的なバックグラウンドの測定
安定ヨウ素剤配布	・一時集結所等で受け取ることができなかった者への安定ヨウ素剤の配布
救護所	・体調不良者、傷病者等への応急処置及び医療機関への搬送待機場所

(2) 検査手順

避難退域時検査は国が作成する「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」及び「鳥取県避難退域時検査及び簡易除染実施マニュアル」に基づき、概ね次の手順により実施する。

- ① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
- ② 車両や携行物品の除染を講ずるための基準を超える場合、乗員の代表者に対して検査を行う。
- ③ 乗員の代表者がO I L 4を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
- ④ 車両以外で避難している住民等については、全員に対して検査を行う。
- ⑤ 検査の結果、O I L 4を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品については簡易除染を行う。また、簡易除染によってもO I L 4を超える住民等は除染が行える原子力災害拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行い、物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。



出典：内閣府（原子力防災担当）・原子力規制庁「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（R4.9）」

3 避難退域時検査会場

(1) 方針

避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、空間放射線量率の上昇等により会場が使用できない場合を考慮し、次のとおり代替の避難退域時検査会場を選定する際の基準に基づき、候補地を選定する。県は、代替会場の確保が円滑に行われるよう、施設管理者等の協力を得るとともに訓練等を通して理解を得る。また、県は避難の円滑化を図るため、避難状況等に応じて適地での車両検査部分の先行実施について検討する。

（避難退域時検査会場に具備すべき要件）

- ① 広い駐車場を有している。
- ② 住民検査を行うための検査スペースが確保できる。（荒天時における避難者の負担を軽減するため体育館等の屋内又は半屋内の駐車場等であることが望ましい。）
- ③ 構内及び施設への出入口が複数ある。（車両や住民が一方通行することが可能であり、汚染の拡大防止を図ることができる。）

(2) 避難退域時検査会場予定場所

県は、原則として国又は県・市が避難指示を行うまでに避難退域時検査会場を開設する。

名 称	住 所
東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560
中山農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1022-5
名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1247-1
伯耆町B＆G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1006-3
江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 62
倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿 1560-18
旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205
大山パーキングエリア	西伯郡伯耆町久古1379

※大山パーキングエリアは島根県と共同で開設・運営するものとする

(3) 避難所等に併設する避難退域時検査会場予定場所

名 称	住 所
布勢総合運動公園県民体育館 (ヤマタスポーツパーク)	鳥取市布勢 146-1
鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5
倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2

(4) 保健所に併設する避難退域時検査会場予定場所

名 称	住 所
鳥取市保健所	鳥取市富安二丁目138-4
倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2
米子保健所	米子市糺町1丁目160米子市東福原1丁目1-45

※避難後の検査希望に対応するため保健所に開設

4 避難行動要支援者の避難退域時検査

福祉車両（車いす、ストレッチャー車両等）等で避難を行う避難行動要支援者の避難退域時検査にあたっては、車両内で避難退域時検査を行う等健康リスクに配慮する。

なお、検査の実施に際して、避難退域時検査会場にて避難退域時検査を行うことにより健康リスクが高まると判断される者については避難先での検査等を考慮する。

また、外国人や高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難退域時検査にあたっては、多言語表記やイラスト、平易な文章を用いる等検査対象にわかりやすい検査方法の説明及び検査の実施に努める。

5 利用施設や周辺環境等への放射性物質の拡散等の防止

避難退域時検査の実施にあたり、利用施設や周辺環境等に放射性物質の拡散を防止するため、県は次のとおり対策を行う。この際、検査前後に検査対象の動線が交差しないようにする。

(1) 避難退域時検査会場等での避難住民の検査

床面や壁面を養生シートやポリエチレンシートで覆うことにより放射性物質の付着を防ぐとともにOIL4を超える避難住民については会場内の動線を確認し、床面の拭き取り、着席した椅子の被覆ビニールの交換等の措置を行う。

(2) 屋外での車両除染

車両を除染する際に用いる洗浄水が周囲に飛散しないように飛散防止措置を講ずる。また、使用した洗浄水・汚染付着物については回収し、ポリ容器等に封入し、一時的に貯留したのち原子力事業者が処理する。

6 避難退域時検査会場の表示及び整備

県は、避難退域時検査会場として指定した施設に、避難退域時検査会場である旨を表示する。

また、避難退域時検査の実施にあたっての必要な小規模改良（施設のユニバーサルデザイン化等）、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備等を行う。

7 避難退域時検査用資機材の標準化と一括管理等

避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、平時から資機材の標準化と一括管理を行う。

また、関係機関、民間事業者等と連携した資機材の迅速な輸送及び展開体制を整備するとともに訓練等を行い、対応能力の向上を図る。

8 原子力防災支援基地

原子力災害発生時は民間輸送事業者等により、原子力防災支援基地で管理している資機材を先行的に輸送し、避難開始までに避難退域時検査会場を開設する。また、原子力防災支援基地を避難退域時検査会場等の後方支援拠点として運用し、他地域等から支援される資機材等の受入・集積、管理等を行う。

所在地	延べ面積	構造	備考
鳥取市松原地内	約697㎡	鉄骨造	令和4年12月 運用開始
江府町大字美用	約535㎡	鉄骨造	令和5年11月 運用開始 整備中

第9節 自衛隊による避難

県は、輸送力の確保が困難な場合、緊急を要する場合又は車両等による避難経路を使用した避難が困難な場合は、自衛隊への災害派遣の要請又は原子力災害対策本部長に対して支援の要請を行い、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。輸送にあたっては、輸送力を避難行動要支援者等の緊急を要する避難に優先的に割り当てるものとする。

第10節 避難確認の実施

市は、避難指示を行った場合には、警察等関係機関の支援を得ながら、戸別訪問等により避難確認等を行う。

市及び県は、避難が遅れた住民等の情報提供や救出依頼があった場合は、警察、消防及び自衛隊等の実動組織による捜索及び発見後の緊急輸送を要請する。

第11節 複合災害時における避難

1 基本方針

県は、地震、津波、暴風雪等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生可能性を認識し、避難をはじめとした防護措置の迅速かつ的確な実施を行わなければならない。この際、人命の安全確保を最優先とする観点から、これら複合的な事態に対して迅速かつ同時並行的に対処する。国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(1) 避難経路、避難手段及び避難先の多重化

- ・避難経路の情報収集による避難経路の変更または迂回の早期判断
- ・避難車両通行のための道路啓開、応急復旧等
- ・自家用車の使用が困難な場合の避難バスの確保
- ・海路、空路など陸路以外での避難を検討
- ・車両による避難が困難な場合における実動組織による住民避難
- ・避難所の再調整、県内の予備避難先の利用、県外避難先の確保

(2) 災害対応の要員、資機材の確保

災害対応の限られたリソースを災害ごとに適切に配分するとともに、早期に外部に支援を要請する。

(3) 複合災害時の避難・屋内退避

第2章第2節を基本とした上で、人命の安全確保を最優先に、自然災害（地震、津波、暴風雪等）に対する避難等を優先して、自宅や指定避難所緊急避難場所等において屋内退避を行う。

(4) 複合災害対応の強化

情報収集、意思決定、指示・調整を一元化し、複合災害対応を一元化する。

避難開始後は、状況の変化に応じて避難計画を修正・変更するためのループ型の意志決定を行う。

2 地震との複合災害の場合

地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定避難所緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。

その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難しているコンクリート屋内退避施設への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要であることから、市町村にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。

なお、屋内退避及び避難の実施にあたっては、避難経路の閉塞、地震火災の発生に留意する必要があり、避難を実施する際は、県及び国は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

3 津波との複合災害の場合

津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、自宅や指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。

その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。

4 暴風雪等との複合災害の場合

OIL基準により避難等が必要な場合であっても、台風、大雪等の暴風雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命の危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは自宅や指定緊急避難場所等屋内への避難を優先する。その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難等を行う。

なお、台風等に伴う大雨により市町村から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、当該地域の避難住民は指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施する。

第12節 感染症流行下における避難

1 方針

新型コロナウイルス感染症などのを含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、第10項ガイドライン等を踏まえ住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

この際、県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、在宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

在宅療養者の避難先は、宿泊療養施設の他、通常の広域避難所の個室等に分離して避難する等の対応を行うものとする。

なお、濃厚接触者及び感染の疑いのある者については、一般者とは密集を避けて分散して避難し、

避難所については区画を分けるようにする。

2 屋内退避中の対応

屋内退避中は放射性物質による被ばくのリスクの低減を優先し、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国又は県等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。

自然災害等により指定避難所で屋内退避をする場合も同様の対応を行うとともに、避難所内での密集及び密接を避ける等の対策を行う。

3 一時集結所における対応

一時集結所では施設内での受付実施を基本とし、受付と併せマスク着用確認、手指消毒、健康確認等を実施する。また、受付において避難者を感染の疑いのある者とそれ以外の者に分類し、動線を分ける等の対策を行う。

一時集結所で避難車両を待機する場合は、感染の疑いのある者とそれ以外の者で可能な限り分類し、部屋を分ける、間仕切りを設置する等の対策を行う。

4 避難車両乗車時の対応

マスク着用、手指消毒等の感染症対策を実施するとともに、事前の健康確認等の実施結果等を踏まえ可能な限り濃厚接触者、発熱・咳等の症状者、それ以外の者が混在しないよう分類し避難を実施する。また、必要に応じて避難車両内の養生を行う。

5 避難中の対応

避難車両乗車中、UPZ内を越えるまでは窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国又は県等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。避難中の住民への換気に関する情報伝達はテレビ、ラジオ、原子力防災アプリ、道路情報表示板等を活用し、確実に周知する。

6 避難退域時検査会場における対応

避難退域時検査会場に感染の疑いのある者の待機場所を設置する。また、動線の分離、降車順番の調整等を行い、密閉・密集・密接対策を行う。

避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付する。

健康確認等の結果、感染症検査等医療機関等での対応の必要が認められた場合は、設置した待機場所で待機し、専用車両で医療機関等へ搬送する。

7 安定ヨウ素剤の配布における対応

広い場所での配布、配布時間の短縮や避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式等）の実施等、避難住民等との接触機会を減らすよう努める。

8 防災業務関係者の感染症対策

県は、防災業務関係者の健康管理に十分配慮する。

県は、感染症対策に必要な防護資機材等を見積り、配備計画を作成し、備蓄する。

9 留意事項

県は、必要に応じて予備避難先や県外等の避難所の追加確保、UPZ外のホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難について検討するとともに、避難先等への変更がある場合は、確実に周知する。

感染症下の屋内退避及び避難においては、被ばくの観点から原則換気を行わないが、放射性物質の放出状況等により感染症対策の観点から換気を行うため、県は放射性物質の放出情報を避難者等に伝達する。また、避難等の前に検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項の周知を行う。

県は、避難車両内での密集・密接を可能な限り避けるため、関係機関と連携し、避難車両の十分な確保に努める。

県は、避難退域時検査会場での車両集中による混雑を避けるため、状況に応じて適地での車両検査部分の先行実施について検討する。

県は、感染症流行下の避難に必要となる資機材等について、あらかじめ備蓄を行うとともに、不足する場合は、国及び関係機関へ確保を要請する。

その他避難所における感染症拡大防止対策は、基本的に自然災害時と同一の対策を行う。

10 参考資料

- ・~~バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）~~
- ・~~貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（貸切バス旅行連絡会）~~
- ・~~旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人日本旅客船協会）~~
- ・鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）
- ・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会）

第13節 大規模計画外避難に対する緊急対応

1 方針

大規模な計画外の避難が発生した場合に、現地の状況に応じて住民避難経路の統制（規制）等の随時臨機応変の措置を行い、円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民等の被ばくを避けるようにする。また、避難中の住民に対して適時適切な情報提供を行い、住民の安全と安心の確保に努める。

2 実施要領

(1) 現地情報の入手

県は、各種手段により、状況判断に資する現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。

この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を重点的に現地の状況を把握する。状況把握にあたっては、関係機関と連携し、ヘリコプター、車両、小型無人機（ドローン）、道路監視カメラ等を用いることにより迅速に情報収集を行う。

(2) 住民避難路の統制（規制）

県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。この際、各機関は連携するとともに必要な協力を行う。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民等が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民等が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体での交通規制の実施について各県警察本部等と協議を行う。

(3) 住民等への情報伝達

県及び市は、住民等に対してあらゆる手段により情報を伝達する。

既に避難を開始した住民等に対しては、原子力防災アプリ等を用いて避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、空間放射線量、避難所情報、現状等を伝える。また、屋内退避している住民等に対しては、屋内退避中の注意事項、避難の見通し、現状等を伝えて、冷静な屋内退避につながるようにする。

(4) 住民等の理解

段階的避難が住民の被ばくを出来るだけ低減する方法であることについての理解を得るため平素から、その必要性と意義について住民等に普及啓発を行う。また、島根原子力発電所の事故発生後については、住民等が現状を正しく理解できるよう、正確な情報の提供を行う。

第14節 武力攻撃事態等における対応

1 基本方針

県は、武力攻撃事態等において、原子力事業所への武力攻撃があった場合、国民保護法に基づき、住民に対して避難の指示を行い、避難住民の誘導の支援、避難住民等の救援、緊急通報

の発令、運送の指示、警戒区域の設定を行うとともに、武力攻撃災害の防除、又は拡大の防止などの国民保護措置を行う。

国民保護措置の実施に当たっては、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを基本とする。住民の防護措置等を行うにあたり、国や事業者等からの情報収集に努めるものとする。

２ 国民保護法による措置

県は、武力攻撃事態等においては、災害対策基本法では認められていない、知事及び県国民保護対策本部長の権限を適切に行使し、原子力事業所に対する武力攻撃への対処について万全を期す。

第4章 各機関の役割

・この章では、原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

第1節 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民等の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の総括 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 広域避難所（市町村営）の運営支援 10. 住民等の避難（広域輸送） 11. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 12. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 13. 避難住民等の原子力災害医療（避難退域時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングを含む） 14. 広報、情報伝達 15. 境港市役所の移転の受入れと業務継続に対する支援 16. 放射線防護対策施設への物資補給 17. その他必要な措置
米子市、境港市	1. 避難指示の伝達 2. 一時集結所の選定、運営 3. 一時集結所での住民の誘導 4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。） 5. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難の問合せ対応 8. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 9. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 10. 避難住民の避難退域時検査、簡易除染の支援 11. 避難住民への行政サービスの提供 12. 避難行動要支援者等の避難体制の整備 13. 避難行動要支援者等の避難支援 14. その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村 （避難住民受入市町村）	1. 米子市及び境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援

		7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民の避難退域時検査、簡易除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供 10. 事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施
指定 地方 行政 機関	第八管区海上保安本部 境海上保安部	1. 海難救助、海上における安全確保及び治安の確保、船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送 4. 航空機による緊急輸送
	美保航空基地	1. 気象状況等の把握及び解析 2. 緊急時モニタリングの支援
	鳥取地方気象台	1. 気象状況等の把握及び解析 2. 緊急時モニタリングの支援
	中国地方整備局	1. 輸送路の確保と維持
消 防 機 関	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局	1. 負傷者の搬送 2. 情報の収集分析 3. 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 4. 関係機関との連絡 5. 資機材の輸送支援
	鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	
	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	
	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	
自 衛 隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	1. 緊急時モニタリングの支援（空中、海上） 2. 緊急輸送の支援 3. 避難行動要支援者等の車両への搬送支援 4. 避難退域時検査等、除染の支援 5. 給水・給食等の支援
	陸上自衛隊中部方面ヘリ コプター隊第3飛行隊	
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
	航空自衛隊第3輸送航空隊 自衛隊鳥取地方協力本部	
指定 公共 機関	中国電力(株)	1. 原子力災害等に係る通報及び情報提供 2. 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. 避難退域時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリング等への協力 7. 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理 8. 緊急時モニタリングの支援 9. 異常時における県、米子市及び境港市への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 10. 生活物資の支援 11. 福祉車両の確保 12. 県、米子市及び境港市への放射線防護資機材の供給 13. 住民相談窓口等の設置
	(国研)日本原子力研究開発機構	1. 異常時における県への専門家及び連絡員の派遣
	日本放送協会	1. 住民等に対する避難情報の放送
	西日本高速道路(株)	1. 高速自動車国道における輸送路の確保 2. 緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運(株) 福山通運(株)	1. 貨物自動車による緊急物資の輸送

	佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株）	
	西日本旅客鉄道(株)	1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
	西日本電信電話（株） KDDI（株） （株）NTTドコモ NTTコミュニケーションズ（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い 2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 3. 避難情報の配信
指定 地方 公共 機関	（一社）鳥取県バス協会	1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送
	（一社）鳥取県トラック協会	1. 緊急物資の輸送
	（公社）鳥取県医師会 （一社）鳥取県歯科医師会 （公社）鳥取県看護協会 （一社）鳥取県薬剤師会	1. 医療救護の実施
	（福）鳥取県社会福祉協議会	1. ボランティアの受入れ及び派遣
	日本海テレビジョン放送(株) （株）山陰放送 山陰中央テレビジョン放送(株) （株）エフエム山陰 （株）新日本海新聞社 （株）山陰中央新報社 （株）鳥取テレトピア 日本海ケーブルネットワーク(株) （株）中海テレビ放送 鳥取中央有線放送(株)	1. 住民等に対する避難情報の広報活動
その 他 公 的 団 体	（一社）鳥取県診療放射線技師会	1. 避難退域時検査の実施
	（公社）鳥取県宅地建物取引業協会 （公社）全日本不動産協会鳥取県本部	1. 被災者の入居が可能な民間賃貸住宅情報の提供 2. 被災者の民間賃貸住宅入居に係る契約の媒介 3. 県が借り上げる民間賃貸住宅の契約の媒介

第2節 県庁各部署等

部局名	事務又は業務
政策戦略本部	- 報道機関との連絡調整 - 東京本部、関西本部、名古屋代表部との連絡調整、情報収集 - 県議会との連絡調整 東部庁舎の管理、運用、調査 - 鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	- 観光客に対する情報伝達、避難、救援 - 要配慮者（うち外国人）に対する情報伝達、避難、救援 - 観光施設等との連絡調整 - 住民等の輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保 - 住民等の輸送業務
総務部	- 広域避難所運営の総括 - 広域避難所（県営）の開設、運営 - 損害賠償 - 市町村が運営する避難所に対する支援 - 職員の被ばく線量の管理 - 境港市役所の移転の受入れ - 災害時市町村緊急支援チームの派遣 - 職員災害応援隊の派遣 - 公有財産の管理 - 庁舎の管理、運用、調査 - 職員の服務、給与 - 職員の動員、派遣要請、受入れ - 職員の安否、補償
危機管理部	- 避難等の指示 - 市町村の災害応急対策業務等の継続支援の総括 - 被害情報の収集及び通信連絡の総括 - 災害対策本部の運営 - 災害対策本部事務局の業務 - 災害対策本部における通信施設の保全 - 自衛隊、海上保安庁との連絡調整 - 消防防災ヘリコプターの運用 - モニタリング本部（原子力環境センター、西部総合事務所）の設置・管理・運営 - EMCへの参画 - モニタリング - その他、避難に関する総合調整
地域社会振興部	- 安否情報（外国人を含む）の収集・問い合わせ - 市町村の通常業務等の継続支援の総括 避難所運営に係るボランティアの受入れ調整 - 市町村の行財政運営に関すること - 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡 - 人権擁護の確保 - 東部庁舎の管理、運用、調査
福祉保健部	- 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の整備 - 避難住民の避難退域時検査、簡易除染 - 避難行動要支援者（社会福祉施設入所者）の避難支援 - 広域福祉避難所（入所施設を除く）の確保及び運営 - 保健医療福祉対策本部の設置、管理、運営

	6. 医療（原子力災害医療を含む。）、医薬品の調達 7. 保健衛生、健康相談 8. 医療機関の把握（患者情報を含む） 9. 災害ボランティア等の支援に関する総合調整 10. 災救法 11. 避難行動要支援者避難支援センターの設置、管理、運営
子ども家庭部	1. 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の整備（所管施設に係るものに限り、福祉保健部と共管） 2. 避難行動要支援者（所管施設に係るものに限り、児童福祉施設等入所者）の避難支援 3. 私立学校及び高等教育機関への情報伝達
生活環境部	1. 環境の除染等 2. モニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）の設置・管理・運営 3. EMCへの参画 4. モニタリング 5. 飲食物の摂取制限（農林水産物を除く） 6. 入浴施設、トイレの確保 7. 応急給水 8. 応急仮設住宅の提供 9. 公営住宅の調査 10. 恒久避難住宅の提供 11. 旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ 12. 生活関連物資の調達・供給 13. 家庭動物（ペット）の扱い 14. 食品衛生、食中毒防止対策
商工労働部	1. トラックその他物資輸送手段の確保、手配
農林水産部	1. 食糧の確保（流通）及びあっせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 県有船舶の運用・調整
県土整備部	1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達
会計管理部	1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 県有車両の運用、調整
企業局	1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全
病院局	1. 県立病院での原子力災害医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認
教育委員会	1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力 3. 学校の避難計画作成、避難支援 4. 公立学校等への情報の伝達
西部総合事務所	1. 現地災害対策本部の設置、運営 2. 原子力発電所の現地確認

	3. O F Cへの要員派遣 4. 島根県庁への連絡員派遣 5. 西部管内における道路状況の把握 6. 西部管内における避難に関する総合調整 7. 西部管内におけるモニタリングに関する現地対応 8. 西部管内における避難退域時検査に関する現地対応 9. 西部管内における安定ヨウ素剤に関する現地対応 10. 西部管内における避難支援ポイントの運営 11. 市町村、関係機関との連絡調整
中部総合事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 中部管内における避難退域時検査に関する現地対応 5. 中部管内における避難支援ポイントの運営
東部地域振興事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. <u>東部管内における避難退域時検査に関する現地対応</u> 5. 東部管内における避難支援ポイントの運営
共通	1. その他知事（対策本部長）の命ずる事項 2. 他部局の応援
警察本部	1. 避難広報 2. 交通規制 3. 避難誘導 4. 被災地の警戒、犯罪の予防・取締まり 5. 各種相談等被災者支援活動 6. 避難に際しての実動組織間の調整と必要に応じて合同調整所の設置等

（注）業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。

第5章 後方支援

- ・この章では、住民等が避難するにあたっての後方支援体制等について記載している。
- ・県は、迅速かつ円滑な避難のために、住民等への広報・情報伝達体制等を構築する。

第1節 住民等への広報・情報伝達

1 方針

県は、広報に関する国等との役割分担（下表）に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。特に避難中の住民に対して、原子力防災アプリや道路情報表示板等により必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）を伝達することに留意する。

なお、広報活動の際は、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮する。

また、チラシや掲示物等を作成する際は、イラストの使用や、大きな文字かつ平易な文章を心がけるなど、避難行動要支援者にも情報が伝わるよう留意するものとする。

<情報伝達・広報の役割分担>

〇 F C	・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の多様な報道手段を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 ・緊急時モニタリング情報の公開
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な広報手段を通じて県民に広報する。 ・〇 F C所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。
市町村	・緊急事態、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 ・〇 F C所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

2 住民等への情報提供

県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供する。

広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。関係機関と役割分担を行い重層かつ漏れのない広報を実施する。

事態の進展状況やその他の住民の安全と安心に必要な情報を原子力防災アプリ等により定期的に発信する。この際屋内退避や避難指示など重要なものは確実に伝達するようにする。

3 広報体制の整備

(1) 情報の収集

県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部局と情報共有する。

(2) 情報の発信

災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。

県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動揺や混乱を防ぎ、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害、避難、対応状況及び対応

方針等に関する広報を行う。

(3) 広報手段

ホームページ（携帯電話でも利用可能）、緊急速報メール、あんしんトリピーメール、**X（エックス）ツイッター**、原子力防災アプリ等により行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。

避難中の住民に対しても、道路情報表示板、ラジオ、原子力防災アプリ、避難支援ポイント等で情報提供を行う。特に避難経路の交通状況については速報性が求められるため、交通障害が発生し避難経路が通行不能となった場合は、通行規制区間や代替経路の設定について、県警察や道路管理者の協力も得ながら、各機関が所有する情報伝達ツールを活用して速やかに情報提供を行う。

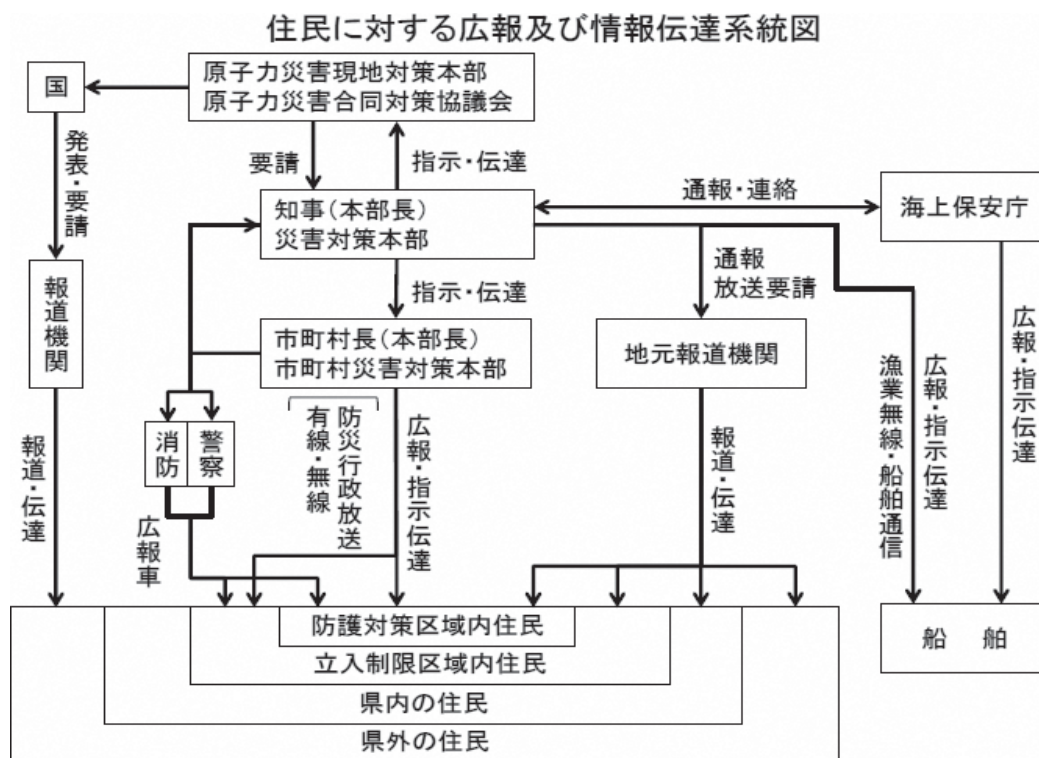
なお、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞等を活用した広報を行う。

また、広域避難所の管理者は、避難所にいる避難住民への広報（情報提供）を行う。

(4) 複合災害における強靱な情報伝達体制の確保

- ・ 広報対象に応じた広報手段の採用
- ・ 情報伝達手段の複層化
- ・ 平素の情報伝達手段の活用

(5) 住民等に対する情報伝達系統図



関係個別計画

別紙10『広報・情報伝達計画』

第2節 物資等の供給

1 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得して供給する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。

このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給（プッシュ型の物資等の供給）し、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようにな

った段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、県は、下流の輸送拠点（市町村等配布前の物資仮置き場所）から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。

なお、複合災害においては、人命の安全確保を最優先として、自然災害に対する避難等を優先して、屋内退避が行われることがある。このため、屋内退避が適切に行われるように物資の融通、供給を行う。また、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを投入し、後発災害に不足が生じることがないように留意するとともに、外部からの支援を早期に要請する。

2 物資等の供給

(1) 必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図りその取得量と取得方法を確定する。

(2) 取得

県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。

(3) 配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

屋内退避を行っている場所に対しては、必要に応じて自衛隊等の支援により配布する。

市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が避難住民等に配布する。

(4) 留意事項

ア 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。

イ 屋内退避地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。

3 物資等の供給支援組織の構成

(1) 広域避難所運営チームの設置

県は、広域避難所の運営総括と広域避難所（県営分）の開設、運営を行うために、災害対策本部実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを災害対策本部内に設置する。

(2) 物資集積拠点

県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路・海路・陸路からの緊急物資を集積する。

ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港、民間物流拠点、原子力防災支援基地等）

イ 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設、民間物流拠点等）

(3) 物資集積所

市町村は物資集積所を設置し、市町村内の各避難所に対する物資供給基地として運用する。

4 補給幹線

物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定する。

5 物資及び資材

食糧	温食の配給を基本とする（体制完了は3日間を基準とする） 当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する 調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする
----	--

水	避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする
生活必需品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしりふき、哺乳瓶、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等
燃料	防護措置の実施に必要な燃料を優先的に確保する ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等
復旧資材等	収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの
日用品・嗜好品	一定の率をもって常続的に供給する
衛生資機材	医薬品、医療機器、その他衛生用品

関係個別計画

別紙5『食糧、生活関連物資等供給計画』

第3節 輸送

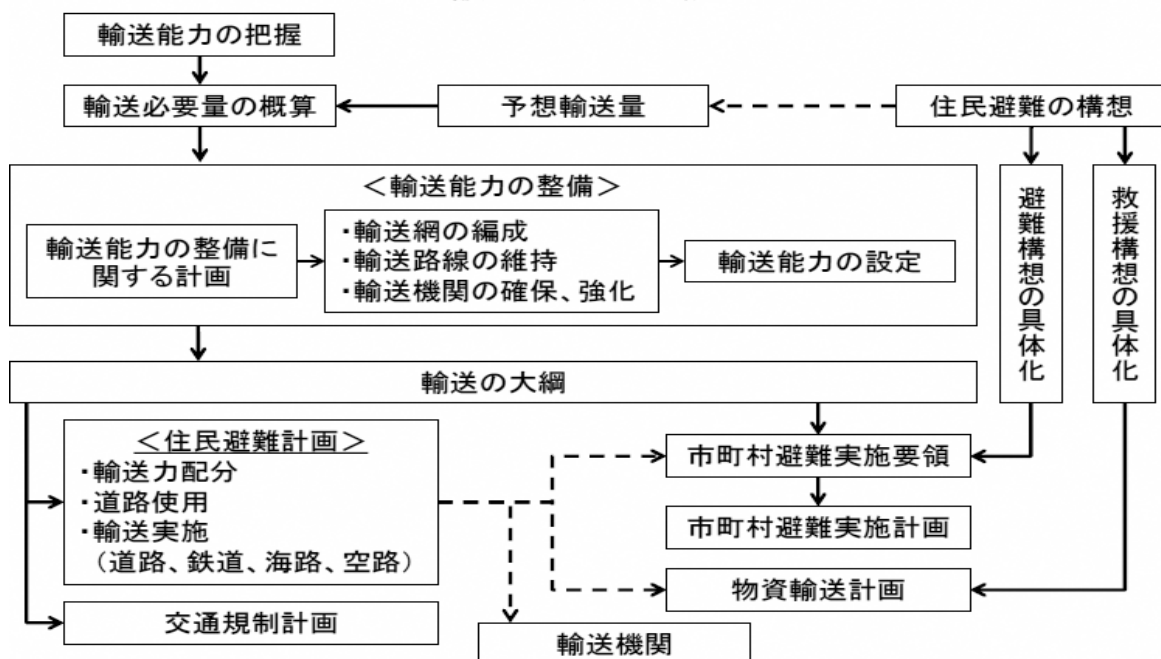
1 方針

県は、避難住民等及び緊急物資の輸送について、一元的に要請と運用を行う。

2 輸送の一般的要領

輸送に関する一般的要領は次のとおりであるが、県は、あらかじめ作成された輸送計画等に基づき、当時の状況により修正し、輸送を実行する。

輸送の一般的要領



3 輸送経路の決定

輸送は、事前に計画した輸送経路を使用する。

県は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず輸送経路の情報を把握し、輸送経路を確保（応

急復旧、除雪、障害物、危険箇所等の除去、工事中止と応急仮復旧、道路の啓開など）する。また、放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況等により、必要な場合は速やかに輸送経路を変更する。

4 輸送手段

輸送手段は、道路・鉄道・海路・空路とし、その特性に応じて選定する。

5 輸送能力の概算

県が一元的に運用する輸送手段の輸送能力を、季節・時間別、場所別、輸送手段別に明らかにし、この数量に基づき、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

6 輸送必要量の概算

避難指示等に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の輸送量を、季節・時間別、場所別、輸送対象別に明らかにし、この数量に基づき、輸送経路の維持、通信施設、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

7 輸送に関する計画

(1) 輸送計画

輸送力の配分（一定期間の輸送の根拠となるもの）、輸送経路（交通規制の実施の基礎となるもの）に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。

輸送方法は、直通輸送・中継輸送・折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。

(2) 交通規制計画

避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。

(3) 避難実施要領

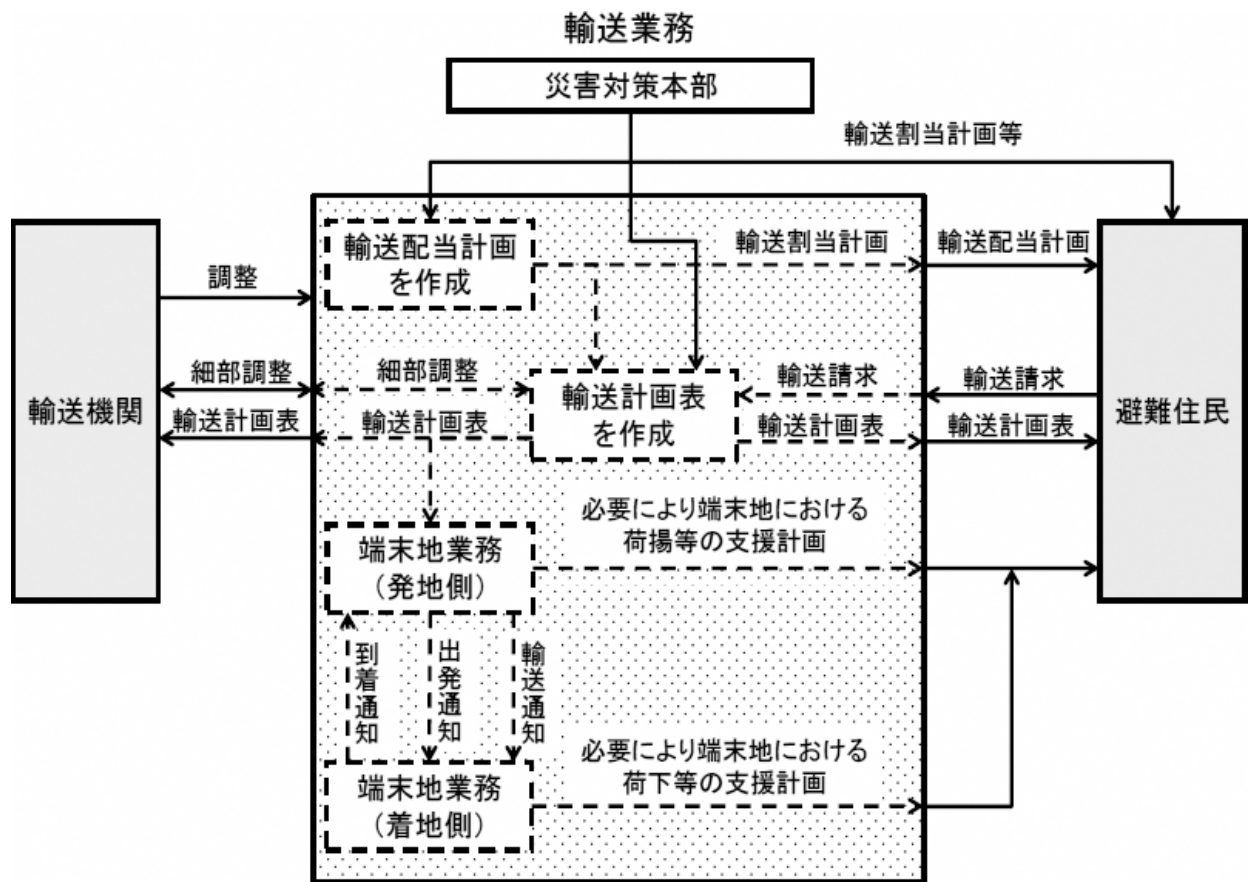
米子市及び境港市は、県、警察等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。作成に当たっては、避難行動要支援者等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について考慮する。避難指示が発出された場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し、使用する。

8 輸送の実施

(1) 輸送業務

県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムを用いて、輸送計画表を作成するとともにバス等の運行指示書を作成し、運送事業者に提供する。



(2) 広域交通管理体制の確保

ア 交通規制の実施

警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策等を行う。

警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。

警察は、必要に応じて信号機の遠隔制御等を実施し、避難の円滑化を図る。

警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。

海上については海上保安庁が通行船舶に対し航行制限及び航泊禁止等の措置を行う。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体で交通規制を実施する。

イ 避難退域時検査への誘導

県及び警察は、避難者の確実な避難退域時検査実施のため、主要交差点において車両の交通誘導を実施する。この際、避難車両の動態管理情報に基づき、計画された避難退域時検査会場へ誘導を行う。また、避難退域時検査会場の混雑状況等により他の避難退域時検査会場への誘導等を臨機応変に行う。

ウ 交通路の確保

県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無をヘリコプター、車両、小型無人飛行機（ドローン）、道路カメラ等を活用し早期に把握するとともに、必要に応じて警察、自衛隊等と応急復旧及び啓開作業を実施し交通路の確保を行う。

警察は、避難中に交通事故又は故障車両が発生した場合は、道路管理者と連携し、その処理を円滑に実施し、交通路の渋滞防止に配慮する。

各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、早期に交通路を確保する。また、容易に復旧が見込まれない道路障害が発生した場合には自衛隊等関係機関に支援を要請し、連携して復旧を図る。

エ 給水、救護施設等の場等の確保

県は、避難経路に、給水・給油・救護・トイレを確保する。

(3) 避難車両の動態管理

県は避難状況を把握し円滑な避難に資するため、関係機関と連携し避難車両の動態管理を行い共有する。

関係個別計画

別紙6『住民避難輸送計画』

第4節 避難所

1 避難施設の指定

(1) 避難所

県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設等を活用する。

県は、避難先として指定した避難者の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備し、避難先地域の住民に対して、避難者の受入等に関する周知に努めるものとする。

なお、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合には、県は災対法等に基づき避難先市町村と避難元の市町村と調整の上、避難先を決定する。避難先が確保できない場合には、関西広域連合、全国知事会、国等と調整を行う。

その際、避難所を決定又は変更した場合は原子力防災アプリ等により、速やかに避難者に情報伝達を行う。

(2) コンクリート屋内退避施設

米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。

県は、早期の避難が困難な住民等が一時的に退避できる施設の整備を支援する。

(3) 放射線防護対策施設

放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。

放射線防護対策施設の管理者は、原子力災害を考慮し、**陽圧化装置や非常用電源等について定期的に設備点検を行うなど、確実に放射線防護対策を行えるよう平時から努めるものとする。また、7日間の食糧、燃料等の備蓄及び補給方法を検討しておく。**~~また、~~県は、必要とされる食糧、燃料等の備蓄に対する支援を行う。

なお、屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等の不足が見込まれる場合、県が物資の補給を行う。

名 称	住 所
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44
社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町 2480
医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎 1511-1
医療法人真誠会 ゆうとびあ	米子市河崎 581-3

2 避難施設の開設運営

(1) 開設

避難先地域の市町村は、あらかじめ定めた計画、又は災対法に基づく要避難地域市町村あるいは知事との協議により、避難所を開設運営する。

避難先地域の避難施設のうち、県有施設の避難所については、県が開設運営する。

(2) 運営

要避難地域の市町村職員は、避難先地域の市町村および県が開設運営する避難所の運営に協力する。

避難所の運営は、当初、避難先地域の職員等で行い、その後、速やかに自治会等の支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

避難所の食事は、当初、弁当等の加工食品を主体とするが、その後、県の計画に基づき温食に移行する。

また、妊産婦や乳幼児、外国人等の要配慮者等避難者に対応するため、多言語対応や食事制限等の配慮に努める。

(3) 衛生管理

避難所の開設者は、避難所の衛生管理を行う。県は、避難者の衛生管理の指導、支援等を行う。

(4) 健康管理

避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設するとともに低線量被ばくによる健康への影響不安（特に乳幼児の保護者や妊産婦等の被ばくに対する健康不安）についての相談を行う。

また、県は必要に応じて、避難所等に移動式ホールボディカウンタ車を派遣し、避難者の内部被ばく線量の把握を行う。

(5) 家庭動物（ペット）の避難

避難所の開設者は、避難所に家庭動物（ペット）収容のためのスペースを確保する。

家庭動物（ペット）の収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。

県は、家庭動物（ペット）の健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

3 福祉避難所の設置

避難先市町村は、要配慮者等の避難のため福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

関係個別計画

別紙8『広域避難所運営計画』

第5節 仮設住宅等

県及び要避難地域市町村は、避難所の早期解消を図るため、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内を目標とする。

(1) 仮設住宅

要避難地域市町村は、県及び避難先地域市町村と連携し、速やかに建設用地を確保し、早期に仮設住宅の建設を着工する。

(2) 恒久避難住宅

避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。

県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保し、必要に応じて住宅取得制度を整備する。

(3) 旅館・ホテル

県及び市町村は、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、要配慮者等の避難者に提供する。

第6節 安否確認

避難等の措置を実施する市町村長は、避難先市町村及び県の協力を得て、避難所での確認等により住民の避難状況を把握し、避難住民名簿の作成を行うほか、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

第7節 医療及び保健衛生

1 原子力災害医療体制

県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として~~保健医療福祉対策本部~~~~医療救護対策本部~~を設置する。

~~保健医療福祉対策本部~~~~医療救護対策本部~~は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、原子力災害医療機関と連携して原子力災害医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。

2 治療、搬送

(1) 原子力災害医療活動

ア 避難所等における対応

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。

イ 原子力災害医療協力機関における対応

被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療、被災者の放射性物質による汚染の測定や救護所への医療チームの派遣など原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等の支援を行う。

ウ 原子力災害拠点病院における対応

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

~~また、拠点病院は、~~原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害が発生した道府県等において救急医療等を行う。

エ 高度被ばく医療~~支援~~センターへの搬送

県は、原子力災害拠点病院で対応できない高度専門的な診療及び治療が必要な患者について高度被ばく医療支援センターと受入を調整する。

~~県災害対策本部は、被ばく患者の搬送にあたっては、自衛隊機等による搬送を調整するものとする。県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。~~

オ 原子力災害医療・総合支援センターへの要請

県は、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整を行い原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

(2) 医療機関への搬送

被ばく傷病者等の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。

3 医療の確保

県は、保健医療福祉対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一かつ効果的に実施する。
国の原子力災害医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。

4 避難所の衛生管理

県（福祉保健部・各保健所）は、市町村と連携し避難所における避難住民の巡回指導体制を確立し、感染症の予防や蔓延防止、その他疾病の予防に努める。

県（生活環境部・各環境建築局）は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を予防する。また、必要に応じて社団法人鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

5 健康管理

避難住民の健康を良好に維持するため、体調管理、メンタルヘルスケア等を継続的に実施する。

関係個別計画

別紙 7 『鳥取県原子力災害医療計画』

6 甲状腺被ばく線量モニタリング

県は、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために原子力災害医療協力機関等の協力を得て、別に定める計画により甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

第8節 応援、受援

1 職員の派遣とあわせん

(1) 職員の動員

県は、**職員の安否を確認の上**、動員計画に基づき、必要な災害対策要員を動員する。この際、業務の継続性及び要員の健康管理のため、ローテーションに考慮する。

(2) 職員の派遣（地方自治法 252 条の 17）

ア 市町村への職員の派遣（地方自治法 252 条の 17）

市町村等からの派遣要請により、必要な職員を派遣

~~イ 指定行政機関等への職員の派遣要請（地方自治法 252 条の 17）~~

~~専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請~~

~~ウ 派遣者の宿舎等を確保~~

~~(3) 関係機関との相互派遣協定等の整備~~

~~(4) 職員の安全確保（被ばく管理）~~

~~(5) 職員の安否確認~~

~~(6) 職員の健康管理~~

2 応援要請等

(1) 方針

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。なお、地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、県及び市からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援が実施される。

(2) 専門家の派遣要請等

ア 鳥取県原子力安全顧問を招集する。

イ 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する（原災法第 10 条に基づく）。

ウ 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する（原災法第 10 条に基づく）。

(3) 自衛隊（災害派遣等）

ア 派遣の要請

知事は、防護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、自衛隊の部隊等の長に対し、災害派遣を要請する。

イ 活動内容

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握（被害収集活動）、避難の支援、行方不明者等の捜索救助、消防活動（消防機関に協力）、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他

(4) 第八管区海上保安本部（境海上保安部）

住民の避難にあたり必要な場合には、次の活動について第八管区海上保安本部に要請する。

ア 海上における緊急時モニタリングの支援

イ 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動

ウ 救助及び救急活動

(5) 他の都道府県への応援要求

ア 他の都道府県知事への応援要求

知事は、必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対して応援を求める。防護措置は広域的な連携が必要とされることが予想されるため、知事は、他の都道府県と応援協定等を結び、平時から連携する。

知事は、独自では十分な応急措置が実施できない場合は、同一ブロック県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは十分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求める。

イ 他の都道府県との連絡調整

知事は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事に対する要請準備と事前連絡を行う。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集連絡調整を行う。

(6) 指定行政機関等への職員の派遣要請

専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請する。

(7) ~~(6)~~ 指定（地方）公共機関への要請

ア 措置要請

県は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し必要な要請を行う。

イ 応援

知事は指定（地方）公共機関から、その業務に係る防護措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、対応する。

ウ 応援の求め

知事は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国の防護措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を指定（地方）公共機関に対して実施する。

(8) ~~(7)~~ 中国電力

中国電力は、県の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」及び原子力事業者防災業務計画に基づき、県の災害対策本部等への連絡要員の派遣、環境放射線モニタリング・汚染検査・汚染除去、周辺住民に対する避難・誘導等に対する防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講ずる。

➤第4章 各機関の役割

3 市町村への応援

知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。

4 応援協定の整備

知事は、防護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保する。

5 支援の受入れ

県は、鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、ボランティア、NPO等の支援を受け入れる。この際、ボランティアの被ばく管理に留意する。

6 行政機関の業務継続

(1) 県機関

県は、県の庁舎等が立退きの指示等を受けた地域に所在する場合、避難先へ退避するとともに、その旨を住民に周知する。この場合、県はあらかじめ定めた業務継続計画に基づき、退避後も継続する必要がある業務については、退避先で実施する。

(2) 市町村等関係機関

県は、市町村の庁舎等が立退きの指示等を受けた地域に所在する場合、当該市町村内の当該指示等を受けていない地域の適切な施設で必要な業務が継続できるよう支援を行うものとする。

(3) 境港市役所の機能移転

知事は、境港市長から市役所機能の移転について要請があった場合には、鳥取県庁講堂で受入れを行うとともに市役所の行政機能等の継続に必要な支援を行う。なお、避難が長期にわたる場合は恒久的な仮設移転先の確保を支援する。

関係個別計画

別紙9『動員計画』

第9節 安全管理

1 防災業務関係者の安全管理

県及び関係機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに防護服の着用や個人線量計などにより、適切な被ばく管理を行う。

原子力災害時の活動は、線量限度以下となるように計画し、活動中の被ばく線量を記録する。

※参考 人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）

区分等		災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する場合
実効線量		① 5年間	100mSv	100mSv
		② 1年間	50mSv	
		③ 3か月（女性）	5mSv	
		④ 妊娠中の女性（内部被ばく）	1mSv	—
等価線量	眼の水晶体	1年間	50mSv	300mSv
		5年間	100mSv	
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	—

2 運送事業者等の運転手等の被ばく管理

県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮する。緊急時モニタリングの結果に基づき、輸送業務の実施による追加的な被ばく線量の予測を行い、それが1mSvを下回ることをあらかじめ確認する。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv（実効線量）を超えないよう管理するものとする。

県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（服用））を整備するとともに、避難退域時検査会場近傍に中継ポイント（資機材の配布場所）を設ける等、運送事業者への配布体制を整備し、運送事業者に周知する。

運転手等は、緊急事態の推移に応じて原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着、安定ヨウ素剤を服用するとともに、県又は運送事業者の判断に従って行動することを基本とする。

また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。

第10節 警備

警察は、関係機関と連携し、被災地域のパトロール、犯罪の抑止、検挙、防犯指導、広報等の活動を推進する。

住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺避難所をはじめ被災地域のパトロール、犯罪発生時における初動捜査、緊急交通路の確保等を行う。

また、警戒区域が設定された場合には、県は国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、居住者等の生命及び身体に対する危険を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

第11節 問い合わせ窓口の開設

1 方針

県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせに対する相談窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

2 実施要領

- ・専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。また、相談窓口は機動的に拡充していく。
- ・相談窓口開設について、原子力防災アプリ等の多様な手段を用いて住民へ情報提供を行う。
- ・あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q&A集を充実させる。
- ・技術的事項の解説等は、専門家で対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。
- ・国や中国電力が開設する相談窓口とともに、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施する。
- ・臨時電話の増設と専用ダイヤルを開設する。

3 相談窓口の種類

- ① 総合相談
- ② 事故等に関する情報
 - ・事故の発生日時及び概要
 - ・事故の状況と今後の予測
 - ・原子力発電所における対応状況
 - ・行政機関の対応状況
 - ・住民等がとるべき行動
 - ・避難対象区域及び屋内退避区域
- ③ 住宅全般
- ④ 放射線
- ⑤ 原子力損害賠償等
- ⑥ 生活資金
- ⑦ 農林水産業
- ⑧ 経営・労働（被災企業への援助・助成措置、就労支援 等）
- ⑨ 学校、教育

- ⑩ 医療
- ⑪ 健康（心身の健康）
- ⑫ 育児・母乳
- ⑬ ボランティア
- ⑭ 行方不明者
- ⑮ 安否情報の問い合わせ

第12節 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

第13節 損害賠償

県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口の設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する。

第14節 会計等

(1) 会計

防護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行う。

緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討する。

(2) 公的徴収金の減免措置

ア 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

イ その他必要な措置

- ・鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係
- ・鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準第8条関係

ウ 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

(3) 義援金、義援物資の受入れ

(4) 物価の監視

(5) 金融面での弾力的対応要請

第6章 実施体制

- ・この章では、避難実施にあたっての県等の活動体制等及びこの計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- ・県は速やかに実施体制及び関係機関との情報連絡体制を構築する。

第1節 県等の活動体制

1 災害警戒本部の設置等

電力事業者等より、警戒事態発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）を設置する。

2 災害対策本部の設置等

(1) 県は、施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害対策本部を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。

(2) 災害対策本部の下部組織等の設置

- ・災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力グループ班を設置する。
- ・原子力グループ班は緊急事態対処センター（県庁第二庁舎2階）に設置する。また災害対策本部に連絡員を設置し、連携してオペレーションを実施する。
- ・国によるEMCの立上げに協力し、職員を派遣する。
- ・保健医療福祉対策本部及び避難行動要支援者避難支援センターを福祉保健部に設置する。
- ・モニタリング本部を生活環境部（原子力環境センター）に設置する。

(3) 現地災害対策本部

災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。

西部総合事務所長は、現地災害対策本部事務局長（スタッフ）として、現地災害対策本部長の業務を補佐する。

(4) 原子力災害合同対策協議会

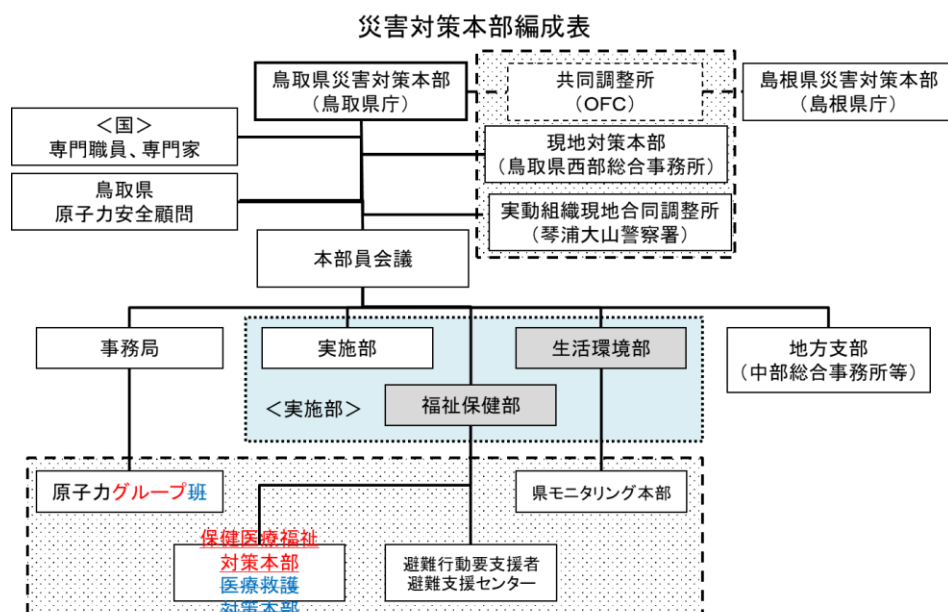
OFCに国の原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれの機関が実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

(5) 災害対策本部地方支部

災害対策本部が設置された場合、中部総合事務所に地方支部を設置する。

地方支部は、自然災害における支部体制及び業務を基本とし、当該管轄の避難退域時検査会場の運営支援等防護措置と避難住民の支援を行う。

(6) 災害対策本部の構成



(7) 前方災害対策本部

避難にあたり、渋滞及び停滞等全般に影響を及ぼす事案が発生した場合、避難等防護措置の指揮を円滑に実施するため、必要に応じて災害対策本部長等が前方の拠点に進出し、現場指揮を行う。

3 国の原子力災害対策本部等との連携

県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国の原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力災害合同対策協議会、国から派遣された連絡員及び中国電力から派遣された連絡員等を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。

4 島根原子力発電所への立入検査（立入調査）等

警戒事態発生時の通報等があった場合、必要に応じて状況等の報告を求めるとともに島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入検査（立入調査）のための職員を派遣する。

まず、鳥取県西部総合事務所より職員を先遣し、同時に本庁（原子力安全対策課）から要員を派遣する。

5 OFCへの要員派遣

(1) 方針

施設敷地緊急事態が発生した場合、県はOFCに統轄監を含めた要員を派遣する。

また、OFC内の鳥取県ブースに連絡員を派遣し、県災害対策本部とOFCとの連絡調整等を行う。

(2) 統轄監

統轄監は、原子力災害合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参集機関との防災対策の協議および総合調整を行う。

このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任するとともに、統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。

統轄監が、OFCに到着するまでの間は、立ち上げ要員として西部総合事務所から連絡要員を派遣する。

(3) OFC運営要員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC運営要綱にあらかじめ定められた機能グループに運営要員を派遣する。

(4) 県OFC連絡要員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。OFC連絡要員は統轄監の業務を補佐するとともに県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。OFC連絡要員は、県災害対策本部に情報共有を行うとともにOFC内の関係機関との調整を行う。

6 島根県庁へ連絡員の派遣

警戒事態発生時の通報等があり、島根原子力発電所に立入調査（現地確認）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県庁に連絡員を派遣する。

7 実動組織現地合同調整所の活動

琴浦大山警察署に実動組織現地合同調整所を設置し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、各実動組織は現地活動の調査及び共有のために、必要なリエゾンを実動組織現地合同調整所へ派遣し、円滑な活動調整及び情報共有等を図る。

また、実動組織調整所は、緊急事態対処センター配信ネットワークにより災害対策本部と情報を共有する。

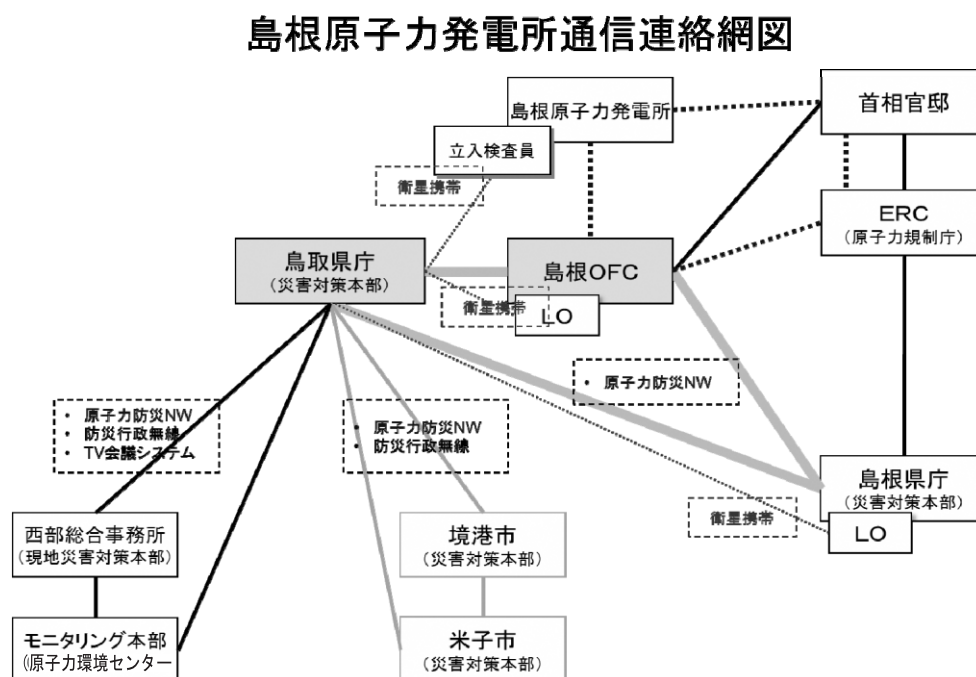
第2節 通信システム

1 方針

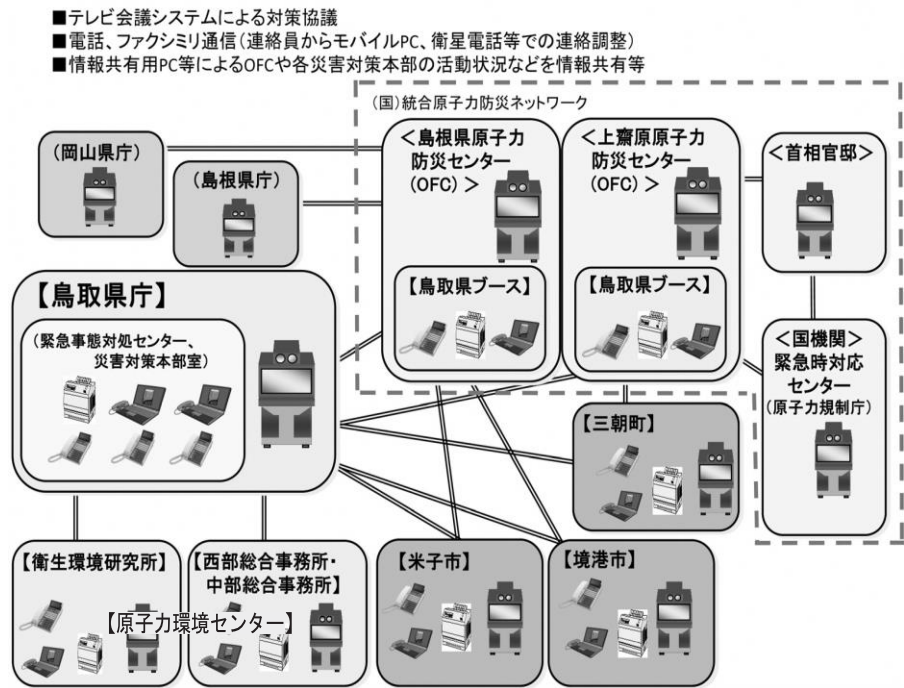
連絡体制及び避難指示等の緊急情報の住民への速報性を確保するため、各種手段により、関係機関等との情報通信ネットワークを構築する。

2 通信連絡系統図

(1) 島根原子力発電所通信連絡網図



(2) 原子力防災ネットワーク図（抜粋）



3 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、危機管理部長が統括する。

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。

県とOFCとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。

県は、必要に応じて原子力防災ネットワークシステムと県テレビ会議システムを連携させて運用するものとする。他の各部局及び各総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。

4 通信組織の構成、維持、運営

一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク ----- 内閣府 原子力規制庁	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするため、高速・大容量の通信回線を利用	国

固定型衛星通信システム 内閣府 原子力規制庁	オフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段 専用の衛星通信回線を利用し、電話・FAX並びにTV会議による通信	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星回線を使用	内閣府が維持、運営
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他 都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った（一財）自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、（一財）自治体衛星通信機構との利用契約により通信	（一財）自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成 各施設の維持等は宇宙通信株式会社、（一財）自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信協議会 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

5 非常通信

(1) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

(2) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用

(3) その他の通信設備の利用

ア 緊急を要する場合

警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、軌道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、放送要請（その他、自衛隊に協力を要請する。）

イ 放送要請

住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。

(4) 移动通信機器等の借受

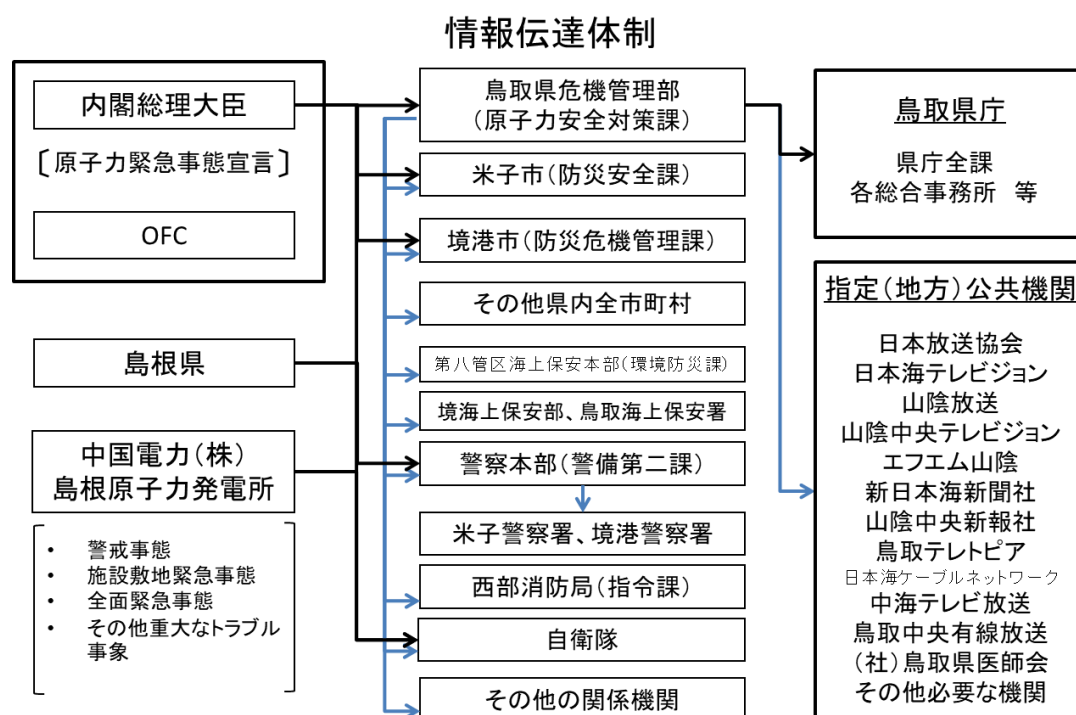
県は、必要に応じ「移动通信機器」及び「移動電源車」の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受ける。

・移動無線機（簡易無線機等）

第3節 情報の伝達と収集

1 情報の伝達体制

県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。



2 情報の収集

避難は、時間的余裕がなく、状況の変化が急激で、しかも不確実であるから、変化の兆候を迅速に捉え、変化を予測し、変化に対して機敏に適応しなければならない。

このため、情報の収集により、使用する避難経路の確定のための道路等の被害情報の早期把握と、避難開始後の円滑な避難のための道路渋滞状況等の把握を行わなければならない。

情報収集にあたっては、関係機関と連携し、ヘリコプター、車両、道路監視カメラ等を使用して迅速で的確な収集を図るとともに、立ち入りが困難な区域等については関係機関と連携し、小型無人機（ドローン）等の使用についても検討する。

収集した情報については、道路被害や交通状況などの「生情報」をわかりやすく整理した「情報資料」とし、これを分析・評価して信頼性・重要性・適時性を評価した「知識」情報とする。さらに、これに予測・判断を行い「理解」情報とし、計画と実際のギャップがあれば、計画を修正・変更して対応する。

3 緊急時モニタリング

県は、緊急時にはEMCに参画し、EMC又は県モニタリング本部として、緊急時モニタリング実施計画によるモニタリング又は県災害対策本部指示によるモニタリングを実施するとともに、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。

緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施し、避難実施の判断等に資する（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。

4 位置情報

関係者間で位置情報を共有するため、次のとおりとする。

(1) 使用する地図

- ア 鳥取県原子力防災対策地図（1/25,000、令和6平成27年33月）
- イ その他 UTMグリッド地図
- ウ 国土地理院発行地形図（1/25,000）
- エ GPS（Global Positioning System）

(2) 位置の標示

位置情報の共有化はUTMグリッド3桁を基本とする。

例：鳥取県庁の場合（UTMポイント 309291）

100km 平方地域名：100km 四方のエリアを一定の表記法によりアルファベット 2 文字で表示したもの

UTM座標値：309291

309：経度方向（東西方向）のUTM座標値（430920を、309 と表記）

291：緯度方向（南北方向）のUTM座標値（3929140を、291 と表記）

（読み方：サン・マル・キュウ、ニ・キュウ・ヒト）

(3) 災害情報の共有

被害状況などの表示に使用する記号については、共通化されたものを使用する。

別表 1 段階区分及び防護措置の実施要領

(1) 段階区分と主な対応

段階区分	方針	対応
準 備	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともにこれを訓練等で運用し、緊急時の検討等を行う。	1. 計画等の作成・修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。 (緊急事態区分) ・警戒事態 (AL) ・施設敷地緊急事態 (SE) ・全面緊急事態 (GE)	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・通報 (原災法) ・関係自治体へ通報 (原災法、協定等) 3. 災害警戒本部、災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリングの実施 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 防護措置等の指示 7. 国が原子力災害対策本部を設置 8. 原子力災害合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境放射線モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援 6. 社会的・経済的活動への復帰支援
復 旧	復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。	1. 放射線の影響管理 2. 環境の除染

(2) 避難の段階と想定期間

計画の段階	想定する期間
避 難 準 備 (AL～GE)	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの期間
避 難	避難又は一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 (一次避難〔UPZからの避難〕)
避 難 生 活	避難所へ到着してから、原子力緊急事態解除宣言がなされ、避難指示等が解除されるまでの期間
復 帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間
生 活 再 建	避難先地域から復帰が完了した段階からの期間

(3) 防護措置等の実施要領

ア 避難準備段階

方針		警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、所要の準備を開始する。 島根県が行う P A Z 避難を支援する場合は、県内の輸送力を調整する。 状況の変化に即応するため「偵察（状況の把握）」「状況判断（状況の理解、行動方針の案出、行動方針の分析）」「決定」「行動」の活動を継続的に何回も繰り返し、対応を決定していく。この際、スピードと柔軟性を重視する。
実施要領	指揮命令活動	・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始 ・国への輸送力確保の要請 ・情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整 ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、西部総合事務所、O F C） ・事業者への要員の派遣要請（説明要員、モニタリング、避難退域時検査等） ・現地事故対策連絡会議（O F C）等への参加 ・島根県及び関係機関等と避難に関する調整 ・住民広報 ・防護措置の実行を監督 ・専門家の国又は日本原子力研究開発機構への派遣要請（技術的助言） ・専門的知識を有する職員の国への派遣要請（連絡調整）
	住民避難及び一時移転	・屋内退避準備の指示 ・P A Z 避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整 ・U P Z 避難の準備（避難住民等の見積、輸送力、資機材、避難所） ・住民避難計画の修正 ・輸送力の確保 ・避難経路の確保 ・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村） ・関係機関との調整 ・避難所の開設準備、広域調整 ・避難支援ポイントの設置準備 ※優先避難の検討（妊産婦、乳幼児とその家族、その他避難行動要支援者等）
	モニタリング	・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表
	原子力災害医療	・避難退域時検査、除染準備 ・安定ヨウ素剤の配布準備 ・妊産婦、乳幼児等要配慮者等への服用・配布指示があった場合の安定ヨウ素剤の周知等 ・医療救護班の配置調整

イ 避難段階

方針	県は国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、原子力災害対策本部での決定事項等に基づき住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。 U P Z全域に避難指示が出された場合の避難の実施は、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に
----	--

		実施する。なお、島根県の住民が県内を通過する場合は、事後の避難を円滑にするため、島根県からの住民避難について交通誘導、支援等を実施する。
実施要領	指揮命令活動	・原子力災害合同対策協議会（OFC）への参加 ・鳥取県原子力安全顧問の招集（技術的助言） ・国職員の受入 ・避難等の指示 ・住民広報 ・防護措置の実行を監督 ・復帰計画の準備 ・復興計画の準備
	住民避難	・避難指示（屋内退避）の伝達 ・警戒区域の設定 ・飲食物等摂取制限（OIL6） ・輸送力の配分 ・避難開始（避難誘導、輸送、避難までの間は屋内退避を実施、避難途中の情報提供の実施） ・避難所設置 ・避難支援ポイントの設置による住民等への避難支援実施 ・食糧、生活関連物資等の供給 ・仮設住宅の設置 ・恒久避難住宅の準備 ・緊急対応 ・大規模な計画外の避難が発生した場合に、円滑な交通の流れを確保するため緊急対応を行う
	モニタリング	・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリングデータの公表 ・避難経路の空間放射線量率の測定
	原子力災害医療	・避難退域時検査、除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送

ウ 避難生活段階

方針		県は、国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、避難所等を準備し、避難住民等の生活を確保する。あわせて、必要な防護措置を実施する。
実施要領	指揮命令活動	・原子力災害事後対策の実施 ・被災者生活支援 ・情報活動、関係機関との調整 ・住民広報 ・防護措置の実行を監督 ・復帰計画の作成 ・復興計画の作成
	避難	・恒久避難住宅の設置 ・食糧、生活関連物資等の供給
	モニタリング	・中期対応段階モニタリング（中期モニタリング）の実施 ・モニタリングデータの公表
	原子力災害医療	・原子力災害医療及び健康評価の実施 ・移動式ホールボディカウンタ車等による内部被ばく線量の測定

エ 復帰段階（中期対応段階）

方針		県は、国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰に係る業務を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。 適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。 復帰段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。
実施要領	指揮命令活動	・原子力災害事後対策の実施 ・被災者生活支援 ・情報活動、関係機関との調整 ・住民広報 ・防護措置の実行を監督 ・復興計画の作成
	避難	・避難住民の復帰 ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動 ・損害賠償
	モニタリング	・復旧期対応段階のモニタリング（復旧期モニタリング）の実施 ・モニタリングデータの公表
	原子力災害医療	・原子力災害医療及び健康評価の実施

オ 復帰段階、生活再建段階

方針		県は、避難住民の日常生活の安定を図るための必要な措置を実施する。 復帰段階及び生活再建段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。
実施要領	指揮命令活動	・原子力災害復興本部の設置 ・県災害対策本部の廃止 ・原子力災害事後対策の実施 ・情報活動、関係機関との調整 ・住民広報 ・原子力災害事後対策の実行を監督
	避難	・避難住民の生活再建 ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動 ・損害賠償
	モニタリング	・復旧期モニタリング（平常時モニタリングへの移行） ・モニタリングデータの公表
	原子力災害医療	・健康影響調査

別表2 避難先一覽表

[illegible]

市名	地区名1 (小学校区)	世帯数	人口	地区名2 (大字・町(自治会・集落等))	区分	避難 区域	モニタリ ングポスト	世帯数	人口	一時集結所	所在地	避難経路	避難通達時 検査会場※	市町名	施設名	避難先	受入可能人数	
境港市	境(さかい)地区	2,763	5,577	弥生町	鳥取①	A-①	外江 公民館	2,763	382	市民体育館	中野町1900	経路1	③	鳥取市	面影小学校	雲山42	240	
									579				鳥取市立桜ヶ丘中学校		桜谷227	270		
										境高等学校	上道町3030	経路1	面影地区公民館		桜谷162-6	190		
									545				倉田体育館		八坂49-1	190		
													倉田小学校		八坂54-1	205		
													(旧)江山中学校		倭文65	318		
													江山学園		竹生64	273		
													大正地区公民館		古海556	45		
									179				豊美体育館		野坂927	145		
									416				豊美地区公民館		野坂950	60		
	上道(あがりみち)地区	1,545	3,345	上道町(上道1区)	鳥取②	A-③	境港 市役所	1,545		上道小学校	上道町3026	経路3	⑤	鳥取市	鳥取市立高草中学校	徳尾108-1	398	
																世紀小学校	徳尾407	315
																明治小学校	松上159	183
																明治地区公民館	松上167-1	50
										境高等学校	上道町3030					湖山西体育館	湖山西西1丁目512	180
																鳥取商業高等学校	湖山西北2丁目401	811
																賀露小学校	賀露町778	273
																賀露地区公民館	賀露町南5丁目1718-3	120
																海洋の家体育館	賀露町南5丁目1718-3	170
																湖山西小学校	湖山西南1丁目656	187
	上道(あがりみち)地区	1,545	3,345	上道町(上道3区)	鳥取③	A-④	境港 市役所	1,545		上道小学校	上道町3026	経路1	①	鳥取市	湖山西地区公民館	湖山西北1丁目202-1	65	
																湖山西地区公民館	湖山西北3丁目250	705
																鳥取湖陵高等学校	湖山西北3丁目250	705
																鳥取湖陵高等学校	湖山西南3丁目848	421
										第一中学校	上道町1840					鳥取市立湖東中学校	湖山西北6丁目323	340
																湖山西体育館	湖山西北6丁目330-25	150
										上道公民館	上道町3186					末恒地区公民館	伏野1986-32	55
																末恒小学校	伏野2556-61	238
																千代水体育館	商栄町422	180
																千代水体育館	浜坂1丁目14-1	162
	余子(あまりに)地区	2,761	6,023	中野町(中野1区)				2,761		鳥取工業高等学校	生山111	経路3	④	鳥取市	鳥取工業高等学校	生山111	584	
																千代水地区公民館	商栄町423-2	33
																浜坂体育館	浜坂2丁目9-10	180
															浜坂地区公民館	浜坂4丁目11-21	55	
															米里体育館	古郡家81-4	180	
															津ノ井小学校	桂木238-1	260	
															津ノ井体育館	桂木238-1	260	
															鳥取市立中ノ郷中学校	浜坂東1丁目22-17	180	
															米里小学校	古郡家75-1	275	
															若葉台小学校	若葉台南2丁目17-1	315	
福定町	2,761	6,023	中野町(中野2区)				2,761		米里地区公民館	古郡家79-4	経路3	⑤	鳥取市	米里地区公民館	古郡家79-4	75		
															津ノ井地区公民館	桂木307-11	55	
															津ノ井地区公民館	桂木307-11	55	
															若葉台地区公民館	若葉台南2丁目16-1	75	
															若葉台地区公民館	若葉台南2丁目16-1	75	
															大茅体育館	若葉台南2丁目16-1	180	
															大茅体育館	若葉台南2丁目16-1	180	
															成器体育館	国府町栃本463	130	
															成器体育館	国府町中河原69	130	
															国府東小学校	国府町合3	245	

市名	地区名1 (小学校区)	世帯数	人口	地区名2 (大字・町(自治会・集落等))	区分	避難 区域	モニタリ ングポスト	世帯数	人口	一時集結所	所在地	避難経路	避難退避時 検査会場※	市町名	施設名	所在地	受入可能人数			
境港市	余子(あまりこ) 地区			竹内町(竹内1区)					2,002	余子小学校 境港総合技術高等学校 第二中学校 余子公民館	竹内町3117 竹内町925 竹内町2438	経路1	③	鳥取市	中ノ郷小学校 国府町コミュニティセンター 福部未来学園中学校体育館 宮ノ下小学校 福部未来学園小学校体育館 河原第一小学校 谷地区公民館 福部町コミュニティセンター(福部地区公民館) 中ノ郷小学校 鳥取市立国府中学校 鳥取市立公民館(国府町土地区画整理記念館) 河原町コミュニティセンター 河原地区公民館 国英地区公民館 河原町総合体育館 八上地区公民館 八上地区公民館 鳥取市立河原中学校	日蓮寺268 国府町庁380 福部町高江188 国府町宮下26 福部町高江188 河原町渡一本179-1 国府町米谷15-1 福部町細川668 日蓮寺268 国府町庁720 国府町新町2-246-4 河原町渡一本277-1 河原町長瀬45-1 河原町山手459-1 河原町曳田20-1 河原町曳田186-21 河原町曳田298	300 340 260 240 315 248 180 150 300 295 65 210 50 60 490 400 262			
				美保町					271 3	老人福祉センター	竹内町393-2	経路3	⑤		岩美北小学校体育館	浦富2188	355			
				竹内団地					687	(旧)誠道小学校	誠道町2062				岩美中学校体育館	浦富707	413			
				高松町					1,102	誠道公民館	誠道町220-3	経路1	①		中央公民館	浦富1038-6	313			
				誠道(せいどう) 地区		鳥取③		余子 公民館 ・ 中兵 公民館	606	(旧)誠道小学校	誠道町2062		②		岩美町	岩美西小学校体育館 網代コミュニティセンター 大岩交流センター 一寸法師の館 岩美町民体育館 真コミュニティセンター 田後コミュニティセンター 中央公民館 岩美南小学校 岩美町文化センター 郡家西小学校体育館 郡家保健センター 八頭中学校体育館 徳丸578 北山211 富校6-1 富校10-1 久能寺725	大谷2343 網代2224 大谷2410 浦生1115-2 浦富1038-6 陸上33 田後159 浦富1038-6 新井419-2 新井13-1 郡家541 郡家541 郡家296 徳丸578 北山211 富校6-1 富校10-1	363 88 36 97 699 92 92 313 337 121 262 329 416 247 356 686 460		
				三軒屋町					447	三軒屋町会館	三軒屋町4474-6				④	八頭町	岩美町文化センター 郡家西小学校体育館 郡家保健センター 八頭中学校体育館 徳丸578 旧丹比小学校 八頭小学校(旧八東中学校) 八東体育文化センター 八頭高等学校 船岡保健センター 船岡小学校 坂田11 坂田409-1	大谷2343 網代2224 大谷2410 浦生1115-2 浦富1038-6 陸上33 田後159 浦富1038-6 新井419-2 新井13-1 郡家541 郡家541 郡家296 徳丸578 北山211 富校6-1 富校10-1 久能寺725 船岡保健センター 船岡小学校 坂田11 坂田409-1	363 88 36 97 699 92 92 313 337 121 262 329 416 247 356 686 460 940 450 298 311	
				夕日ヶ丘1丁目					1,360	夕日ヶ丘1丁目集会所	夕日ヶ丘1丁目78-4									
				美垣町					344	中兵小学校	美垣町432									
	中兵(なかひま) 地区		2,636	5,687	新屋町				827	中兵小学校	美垣町432		経路3	④	八頭町	岩美町文化センター 郡家西小学校体育館 郡家保健センター 八頭中学校体育館 徳丸578 旧丹比小学校 八頭小学校(旧八東中学校) 八東体育文化センター 八頭高等学校 船岡保健センター 船岡小学校 坂田11 坂田409-1	大谷2343 網代2224 大谷2410 浦生1115-2 浦富1038-6 陸上33 田後159 浦富1038-6 新井419-2 新井13-1 郡家541 郡家541 郡家296 徳丸578 北山211 富校6-1 富校10-1 久能寺725 船岡保健センター 船岡小学校 坂田11 坂田409-1	363 88 36 97 699 92 92 313 337 121 262 329 416 247 356 686 460 940 450 298 311		
				小篠津町					1,180	中兵小学校 夕日ヶ丘1丁目集会所	美垣町432 夕日ヶ丘1丁目78-4									
				財ノ木町 佐妻神町					792 9	中兵公民館	財ノ木町688					⑤		八頭高等学校 船岡保健センター 船岡小学校 坂田11 坂田409-1	久能寺725 船岡保健センター 船岡小学校 坂田11 坂田409-1	940 450 298 311
				幸神町					728	幸神体育館	小篠津町19		経路3							
小計		15,028	32,097					15,028	32,097	26							39,032			

市名	地区名1 (小学校区)	世帯数	人口	地区名2 (大字・町(自治会・集落等))		区分	避難 区域	モニタリ ングポスト	世帯数	人口	一時集結所	所在地	避難経路	避難退避時 検査会場※	市町名	施設名	所在地	受入可能人数
大徳津 〔おおしのづ〕 公民館区 (大徳津町)	868	1,915	旭ヶ丘1区	鳥取③	B-①	大徳津 公民館	198	435	大徳津公民館	大徳津町1619-1	経路1	②	鳥取市	宝木小学校	気高町宝木989	277		
							44	97	大徳津小学校	大徳津町190				遠徳小学校	気高町下坂本48	274		
							92	204	大徳津小学校	大徳津町3657-1				遠徳小学校	気高町山宮369-2	273		
							41	90	大徳津小学校					遠徳小学校	気高町浜村11-1	120		
							56	124	大徳津小学校					遠徳小学校	気高町浜村233-2	649		
	1,148	2,445	和徳5区	鳥取③	B-①	大徳津 公民館	110	242	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路1	①	鳥取市	気高町農業者トレーニングセンター 浜村小学校	気高町農業者トレーニングセンター 浜村小学校	277		
							50	111	大徳津公民館					鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	314		
							53	118	大徳津公民館					鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	396		
							97	214	大徳津公民館					鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	396		
	1,148	2,445	和徳6区	鳥取③	B-①	大徳津 公民館	127	280	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路1	①	鳥取市	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	396		
							119	253	大徳津公民館	大徳津町3657-1				鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	396		
							81	173	大徳津公民館	大徳津町3657-1				鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	396		
							103	219	大徳津公民館	大徳津町3657-1				鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	396		
							133	284	大徳津公民館	大徳津町3657-1				鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	鹿野町農業者トレーニングセンター 鹿野小学校	396		
1,271	2,703	崎津6区	鳥取③	B-②	大徳津 公民館	73	161	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路1	③	倉吉市	倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773			
						93	197	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773			
						110	235	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773			
						204	432	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773			
						152	324	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773			
崎津〔さきつ〕 公民館区 (大徳津、大徳、大徳 津町、彦名町、富益 町の一部)	1,271	2,703	崎津7区	鳥取③	B-②	大徳津 公民館	144	306	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路1	③	鳥取市	倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							91	194	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							163	351	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							50	107	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							139	296	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
	1,271	2,703	崎津8区	鳥取③	B-②	大徳津 公民館	184	391	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路2	⑤	倉吉市	倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							342	726	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							48	102	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							58	123	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
							50	107	大徳津公民館	大徳津町3657-1				倉吉市立東中学校	倉吉市立東中学校	773		
富益 〔ふみす〕 公民館区 (富益町)	2,184	5,088	川上	鳥取④	B-③	大徳津 公民館	598	1,396	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路1	③	湯梨浜町	富益町788	富益町788	270		
							115	268	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							483	1,124	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							105	244	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							408	950	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
	2,184	5,088	上中	鳥取④	B-③	大徳津 公民館	77	179	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路1	③	湯梨浜町	富益町788	富益町788	270		
							93	217	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							102	237	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							117	272	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							48	112	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
彦名〔ひごな〕 公民館区 (彦名町)	1,965	4,459	彦名1区	鳥取④	B-③	大徳津 公民館	38	89	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路1	④	三朝町	富益町788	富益町788	270		
							246	559	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							204	463	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							150	339	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							241	547	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
	1,965	4,459	彦名2区	鳥取④	B-③	大徳津 公民館	64	146	大徳津公民館	大徳津町3657-1	経路2	⑤	倉吉市	富益町788	富益町788	270		
							190	432	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							138	312	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							70	158	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		
							56	127	大徳津公民館	大徳津町3657-1				富益町788	富益町788	270		

市名	地区名1 (小学校区)	世帯数	人口	地区名2 (大字・町(自治会・集落等))	区分	避難 区域	モニタリ ングポスト	世帯数	人口	一時集結所	所在地	避難経路	避難退避時 検査会場※	市町名	施設名	所在地	受入可能人数
米子市	住吉〔すみよし〕 公民館区 (安倍の全郷、旗ヶ 崎、上後藤の一部)	3,269	6,740	安倍	鳥取④	B-③	彦名 公民館 ・ 旗ヶ崎 交番	649	1,337	住吉公民館	旗ヶ崎7丁目17-30 旗ヶ崎5丁目17-1 上後藤1丁目1-1	経路1	①	倉吉市	倉吉東高等学校 打吹小学校 上瀬コミュニティセンター 成徳コミュニティセンター 瀬手コミュニティセンター 県立倉吉体育文化会館・体育館 上井児童センター	下田中町801 仲ノ町733 上瀬町9-1 住吉町77-1 尾原500 山根529-2 大平町360-1	828 243 288 227 165 726 121
				中ノ海1区				185	383	後藤ヶ丘中学校							
				中ノ海2区				315	649								
				旗ヶ崎3区北				775	1,597			経路2	④	倉吉市	明備小学校 小嶋小学校 社小学校 農村環境改善センター 倉吉養護学校体育館 はばたき人権文化センター 倉吉福祉センター まちかどステーション	糸戸谷町3059 中河原775番地1 国分寺88 生田692-4 長坂新町1231 福吉町2丁目1514-7 福吉町1400 大正町1067-29	330 377 330 328 319 104 151 142
	旗ヶ崎3区南			上後藤4区				124	256								
								540	1,114				③	琴浦町	赤美公民館 安田公民館 以西公民館 以東公民館 赤崎文化センター 旧吉布庄小学校校舎 赤崎小学校校舎 赤崎中学校校舎 琴浦町役場分庁舎 白鳳館 旧安田小学校校舎	国分寺74-1 稲木226-1 佐崎12-1 笠津437 宮木207 出上230-1 吉長217 赤崎264 赤崎1922-1 赤崎1140-1 堀下2268-1 笠津318	268 149 114 100 77 105 289 223 336 88 46 246
				上後藤2区				681	1,404				①	湯梨浜町	活性化センターはまなす 中央公民館泊分館 湯梨浜町役場泊支所 漁村センター 羽衣会館 中央公民館 倉人公民館 ふれあいホール	泊1204-1 泊1571-6 長和田506 龍島505 方地1208 幸野1752	166 139 75 100 43 333 80 330
	夜見〔よみ〕 公民館区 (夜見町)	2,047	4,457	夜見1区		B-④	夜見 公民館 ・ 河崎 小学校	249	542	夜見公民館	夜見町1679-11	経路1	②	北栄町	北条小学校体育館 北条中学校体育館 琴浦町生涯学習センター 八幡小学校 浦安小学校体育館・校舎 赤崎小学校体育館 佐崎16 笠津318 宮木239 赤崎1922-1 重伯文化センター 琴浦町保健センター 旧吉布庄小学校体育館 古長217 徳万591-2 東伯中学校体育館・校舎 北条ふれあい会館	国坂680 土下100-1 徳万266-5 八幡705 下伊勢504-1 赤崎264 佐崎16 笠津318 宮木239 赤崎1922-1 下伊勢355-5 徳万591-2 古長217 徳万236 土下100-3	346 435 882 294 283 267 266 274 266 497 214 72 235 440 270
				夜見2区				633	1,379	弓ヶ浜小学校							
				夜見3区				757	1,650					琴浦町	赤崎小学校体育館 旧安田小学校体育館 旧以西小学校体育館 赤崎中学校体育館	赤崎264 佐崎16 笠津318 宮木239 赤崎1922-1	267 266 274 266 497
				夜見4区				71	154								
	夜見5区	2,036	4,548	夜見6区				89	193	河崎公民館	河崎2620	経路1	①	北栄町	鳥取中央育英高等学校	由良宿291-1	1,236
	夜見6区			河崎				248	539	河崎小学校	河崎2677	経路2	④	倉吉市	大栄中学校体育館	由良宿340	479
	河崎			御煙				108	242	河崎公民館		経路1	①	倉吉市	倉吉市立福川中学校	國金町大鳥居25-1	379
	河崎			四軒屋				346	773	河崎公民館		経路2	④	倉吉市	大栄小学校体育館	由良宿213	304
河崎〔かわさき〕 公民館区 (河崎)	芝谷	2,036	4,548	河崎団地東(旧)				154	343	河崎公民館		経路1	①	北栄町	関金町堀263	関金町堀666	381
	河崎団地西			河崎南				206	461	河崎公民館		経路2	①	北栄町	関金町関金宿666	関金町関金宿666	400
	河崎南			河崎新田				152	339	河崎公民館		経路1	①	北栄町	大栄ふれあい会館	由良宿797	310
	河崎新田			河崎グリーンハイヴ				150	336	河崎公民館		経路2	④	倉吉市	上北条小学校 西郷小学校 伯耆あわせの郷	下田405-1 新田405-1 下金戸114 小田458	230 330 330 1,343

市名	地区名1 (小学校区)	世帯数	人口	地区名2 (大字・町(自治会・集落等))			避難 区域	モニタリ ングポスト	世帯数	人口	一時集結所		所在地	避難経路	避難退避時 検査会場※	避難先			受入可能人数
				区分	地区名	施設名					所在地	市町名				施設名	所在地		
米子市	加茂〔かも〕 公民館区 (両三柳の一部)	1,561	3,231	鳥取④	B-④	夜見 公民館 ・ 河崎 小学校	加茂5区西	234	484	加茂公民館	両三柳3305	経路1	②	琴浦町	聖徳小学校	加茂529	354		
							加茂5区中	145	299						旧以西小学校校舎	宮木239	221		
							加茂住宅	89	184						船上小学校校舎	佐崎16	149		
							三柳団地3区	98	202	加茂中学校	両三柳4610	経路2	④	三朝町	みささ村公民館	山田608	111		
							三柳団地4区	235	487						高勢公民館	小河内978-2	117		
							三柳北	310	643						上北条コミュニティセンター	新田422-1	245		
小計		16,349	35,586				450	932	経路1		②	琴浦町	県立農業大学校	下金戸118-1	150				
													北条体育館	開金町大島居1238	440				
													北条農村環境改善センター	工下112	310				
合計		31,377	67,683											赤崎1938-1	田井77-1	170			
														農業者トレーニングセンター	赤崎1938-1	741			
														田越485-1	赤崎1880-112	165			
														平岩記念会館	赤崎1880-112	75			
														下郷地区公民館	下郷地区公民館	47			
														古長217	古長217	40			
																	44,631		
																	83,663		

時点
境港市人口
米子市人口
受入可能人数

令和5年12月31日現在
令和5年12月31日現在
平成29年5月31日現在

区分	人口	世帯
鳥取①	10,745	31,377
鳥取②	11,600	
鳥取③	14,112	
鳥取④	31,226	
計	67,683	31,377

(凡例) 避難退避時検査会場

設置箇所	避難退避時検査会場	
	名 称	住 所
総合避難支援 施設併設 (主要経路沿い)	①東伯総合公園体育館	琴浦町田越560
	②中山農業者トレーニングセンター	大山町下甲1022-5
	③名和農業者トレーニングセンター	大山町名和1247-1
	④江府町立総合体育館	江府町大字洲河崎62
	⑤伯耆町B＆G海洋センター	伯耆町大原1006-3
	⑥倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿1560-18
	⑦旧那岐小学校	智頭町大青205
	⑧大山バーキングエリア	伯耆町久古1379